

# DISCLOSURE

≡ Report 2024 ≡



佐賀市中央農業協同組合

# 目 次

プロフィール	1
ごあいさつ	2
1. 経営理念	3
2. 経営方針	3
3. 経営管理体制	4
4. 系統のしくみ	4
5. 事業の概況（令和5年度）	6
6. 事業活動のトピックス（令和5年度）	7
7. 農業振興活動	7
8. 地域貢献情報	7
9. 自己改革の取り組み	8
10. リスク管理等の状況	9
11. 自己資本の状況	13
12. 主な事業の内容	14
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	20
2. 損益計算書	21
3. 注記表	22
4. 剰余金処分計算書	31
5. 部門別損益計算書	32
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	34
7. 会計監査人の監査	34
II 損益の状況	
1. 直近の5事業年度における主要な経営指標	35
2. 利益総括表	35
3. 資金運用収支の内訳	35
4. 受取・支払利息の増減額	35
III 事業の概況	
1. 信用事業実績	36
(1) 貯金に関する指標	36
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	36
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 貸出金の使途別内訳残高	
⑤ 貸出金の業種別残高	
⑥ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑧ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑨ 貸出金償却の額	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
(3) 内国為替取扱実績	39
(4) 有価証券に関する指標	39
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	39
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	39
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業実績	40
(1) 長期共済保有高	40
(2) 医療系共済の共済金額保有高	40
(3) 介護系その他の共済金額保有高	40
(4) 年金共済の年金保有高	40
(5) 短期共済新契約高	41

3. 農業・生活その他事業取扱実績	41
(1) 購買品取扱実績	41
(2) 販売品取扱実績	41
(3) 保管事業実績	42
(4) 指導事業実績	42
4. 宅地等供給事業実績	43
5. 資産管理事業実績	43
固定資産・外部出資の状況	43
IV 経営諸指標	
1. 利益率	44
2. 貯貸率・貯証率	44
3. 職員一人当たり指標	44
4. 一店舗当たり指標	44
5. その他経営諸指標	44
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	45
2. 自己資本の充実度に関する事項	46
3. 信用リスクに関する事項	47
4. 信用リスク削減手法に関する事項	50
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	50
6. 証券化エクスボージャーに関する事項	50
7. 出資その他これに類するエクスボージャーに関する事項	51
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項	51
9. 金利リスクに関する事項	51
VI 連結情報	
1. グループの概況	53
(1) グループの事業系統図	53
(2) 子会社の状況	53
(3) 連結事業概況	53
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	53
(5) 連結貸借対照表	54
(6) 連結損益計算書	55
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	56
(8) 連結注記表	57
(9) 連結剰余金計算書	66
(10) 農協法に基づく開示債権	66
(11) 連結事業年度の事業別事業収益等	66
2. 連結自己資本の充実の状況	67
(1) 自己資本の構成に関する事項	67
(2) 自己資本の充実度に関する事項	68
(3) 信用リスクに関する事項	69
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	72
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
(6) 証券化エクスボージャーに関する事項	73
(7) オペレーション・リスクに関する事項	73
(8) 出資その他これに類するエクスボージャーに関する事項	73
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項	73
(10) 金利リスクに関する事項	73
【JAの概要】	
1. 機構図	74
2. 役員構成	74
3. 会計監査人の名称	75
4. 組合員数	75
5. 組合員組織の状況	75
6. 特定信用事業代理業者の状況	75
7. 地区一覧	75
8. 沿革・あゆみ	76
9. 店舗等のご案内	78
10. 関連会社のご案内	78

# ■ JA佐賀市中央プロフィール■

- ◆ 創立 昭和23年5月27日  
佐賀市農業協同組合
- ◆ 名称変更 昭和29年9月22日  
佐賀市中央農業協同組合
- ◆ 本店所在地 佐賀市駅前中央一丁目3番1号  
電話 0952-23-8555(代)  
FAX 0952-24-7666  
E-mail : ja-chouou10@saga-ja.jp  
<http://ja-sagashichouou.saga-ja.jp/>
- ◆ 営業地区 佐賀市  
(富士町・三瀬村・大和町・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町を除く)
- ◆ 総資産 約471億円
- ◆ 貯金 約451億円
- ◆ 貸出金 約151億円
- ◆ 長期共済保有高 約286億円
- ◆ 購買品供給高 約4,165万円
- ◆ 販売品販売高 約2,419万円
- ◆ 出資金 約5.2億円
- ◆ 組合員数 5,757人（正90人、准5,667人）
- ◆ 役員数 9人
- ◆ 職員数 40人（正、臨時）
- ◆ 自己資本比率 10.68%

(令和6年3月31日現在)

J A 佐賀市中央は、県都佐賀市の中心部において、協同活動を積極的に展開しております。地域性豊かな魅力ある都市型JAをめざし、心豊かな地域社会づくりとゆとりある暮らしの実現に向け、皆様に親しまれる協同組織としての役割を果たしたいと考えております。

「キラリと輝く健全なJAをめざして」



- ① 本店
- ② 佐賀中央宅建株
- ③ 低温並びに常温倉庫
- ④ 指導経済部事務所
- ⑤ 保有米低温倉庫
- ⑥ 資材倉庫
- ⑦ 八戸貸店舗
- ⑧ 神野貸店舗

(令和6年7月現在)

# ごあいさつ



平素より私どもＪＡ佐賀市中央をお引き立ていただき、誠に有難うございます。

さて、当ＪＡの業務内容や活動状況について、皆様にご紹介するために、本年も「ディスクロージャー／Report 2024」を作成致しました。ご覧いただき当ＪＡに対するより一層のご理解をいただければ幸いです。

本年は、25年ぶりに「食料・農業・農村基本法」が大幅に改正されることになり、日本の農業の位置付けや農産物の価格のあり方等、従来に無い農業の使命が明確化され、食料安全保障がより強化される見通しとなりました。これらに対する国民の理解醸成も進み安心して農業に従事出来る時代になれば後継者不足も緩和するものと期待するところであります。

一方、農業資材等の価格高止まりは改善する事なく、円安傾向は止まることがなく、国内金利は上昇局面に入りつつありますが、どの様に推移していくのか、未だ不明の状況であります。

さて、令和5年度は各部署の努力も実り前年を上回る業績となりました。人員不足がちの体制の中、職員各位の意識向上の賜物と感謝致しております。昨年より進めてまいりました農業支援においては、効率良いドローンによる農業散布がスムーズに稼働し成果を収めています。

令和5年度には、組合組織を交えての農業支援対策委員会を立上げ、意見交換会で頂きました意見を基に協議し、農地の保全事業に取り組む事で決定しました。

今年度は、当組合員圃場から「耕作放棄地を出さない。」を目標とし新たに機械設備等を購入致しました。今後の成果を期待したいところであります。

今後、当ＪＡが目標とする処は継続可能な健全たる組織の構築にあります。農業協同組合の定を成す、農業の存続と組合員・農業者の確保そして農協経営に関する財務の強化と役職員のスキルとモチベーションのアップまた、雇用の確保を前提とした事故の無いチームワークのとれた集団づくりは欠く事の出来ない事項であります。令和8年度には、早期警戒制度に抵触しない農業協同組合を目指し前進してまいります。

なお一層のご支援ご協力を願い申し上げましてご挨拶とさせて頂きます。

令和6年7月

佐賀市中央農業協同組合

代表理事  
組合長 飯盛 啓次

# 1. 経 営 理 念

\* JA佐賀市中央は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。

\* JA佐賀市中央は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。

\* JA佐賀市中央は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

## 【基本理念】

- J A佐賀市中央は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。
- ◇ JA佐賀市中央は、人を大切にします。
  - ◇ JA佐賀市中央は、自然を大切にします。
  - ◇ JA佐賀市中央は、社会の発展に貢献します。
  - ◇ JA佐賀市中央は、豊かな暮らしの実現に貢献します。

## 【基本姿勢】

- ◇ みなさまから信頼される JA
  - ◇ 地域から必要とされる JA
  - ◇ 社会に誇れる JA
- をめざします。

# 2. 経 営 方 針

## I. 基本方針

令和6年度は、「第10次中期経営計画」の最終年度として、「持続可能な食料・農業基盤の確立」「持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化」「協同組合としての役割発揮を支える人づくり」「『食』『農』『地域』『JA』にかかる国民理解の醸成」を念頭に、自己改革の着実な進捗を図りながら、地域に根差した協同組合として事業活動に取り組んでまいります。

## II. 重点実践事項

### 指導事業

- (営農) ①ドローン活用による農作業受託や農業労働力支援の相談・検討  
②県再生協議会等と連携した水田フル活用への検討及び生産調整への対応  
③農業政策（経営所得安定対策・農地中間管理事業等）の周知・促進強化  
④農地保全事業を核とした持続可能な営農の相談・労働力支援の強化  
⑤実需者ニーズに応じた品種作付けや省力化生産への営農技術指導の強化  
⑥農作業の事故防止指導強化
- (生活) ①生活改善及び健康管理への支援強化  
②「農業体験」「よい食プロジェクト活動」による食農教育の強化  
③福祉施設訪問等による高齢者支援活動（さかえ会）への支援強化
- (その他) ①全戸訪問活動による意見・要望等への対応報告  
②「地域活性化」への貢献（感謝祭・年金感謝デー）の実施  
③JAにおける自己改革の実践（役職員による出向く体制）  
④県域担い手サポートセンターと連携した担い手支援の強化

### 購買事業

- ①生産資材コスト低減を図るための肥料・農薬の全量予約への推進  
②生活総合事業における安全で良質な生活資材の供給  
③女性部活動と一体となった「ふれあい共同購入運動」の促進  
④共同仕入によるメリットを周知し、供給高の拡大による収支改善への取り組み

### 販売事業

- ①実需者ニーズに応じた米・麦・大豆の作付け及び出荷契約数量の推進  
②農産物の安全確保に向けた取り組みレベルの向上  
③生産履歴による情報蓄積・提供及びGAPへの取組普及  
④営農指導員及び農産物検査員の資質向上・指導力強化  
⑤水田機能の活用を推進し、出荷量の拡大による収支改善への取り組み

## 保管事業

- ①収容技術の向上と保管管理（防犯・防火・防虫・清掃等）の強化
- ②検査及び入出庫時の安全操業と適正なる荷受作業効率の向上
- ③出荷契約数量の推進による保管事業の収支改善への取り組み

## 信用事業

- ①農業への金融仲介機能発揮
- ②くらしへの金融仲介機能発揮
- ②地域への金融仲介機能発揮
- ③徹底的な業務・事務の効率化の一環として営業店システムの導入

## 共済事業

- ①組合員・利用者本位を基本とした共済事業活動
- ②未実施契約者を中心とした全契約者への「3Q活動・あんしんチェック活動」の確実な実践
- ③信共連携を強化し、幅広い年齢層を対象としたクロスセルの展開

## 宅地等供給・資産管理事業

- ①佐賀駅南口周辺整備構想への継続参画
- ②保有資産の機能維持のための最適管理

## 管理業務

- ①収支シミュレーションを踏まえた堅確な経営管理の実践
- ②「内部統制システム基本方針」に基づく内部統制の確立・強化
- ④自己改革工程表に沿った持続的な自己改革の取り組み強化
- ⑤組合員の期待に応える職員の育成
- ⑥人事・労務等、就業環境の改善及び関連諸制度の見直し
- ⑥コンプライアンス遵守による不祥事未然防止の取り組み強化

# 3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を設置しており、平成21年度より常勤監事も設置致しました。さらに、理事会の活性化と業務執行の硬直化を防ぐため、常勤役員の定年制を採用しています。

# 4. 系統のしくみ

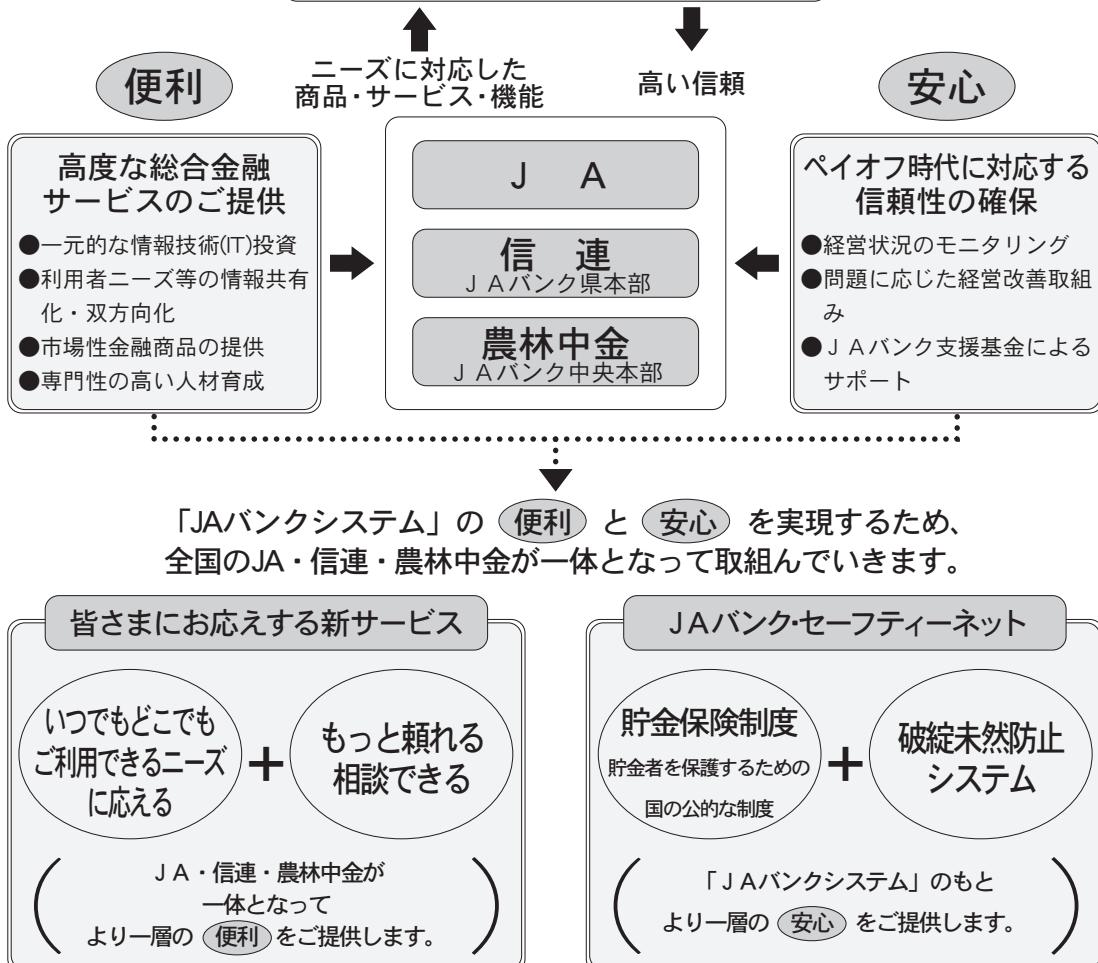
## J Aバンクシステム

J A、信連、農林中金が総合力を最大限に発揮し、実質的に「ひとつの金融機関」として、健全かつ効率的な経営と高度な金融サービスの提供を行なう仕組みのことを「JAバンクシステム」と呼んでいます。

JAバンクシステムは、「一体的事業推進による良質で高度な金融サービスの提供」と「破綻未然防止システムによるJAバンク全体としての信頼性確保」を柱としており、この2つの柱を実現するために全国段階では農林中金に「JAバンク中央本部」を、県段階では信連に「JAバンク県本部」を設置し、関係団体等の協力を得て運営を行なっております。

当JAといたしましても、JAバンクの一員として「JAバンクシステム」の適切な運営により、引き続き皆さんに安心して利用していただけるよう取り組んでまいります。

## 組合員・利用者の皆さん



### 良質で高度な金融サービスの提供

地域の皆さまのニーズにお答えするために、JA銀行では、情報システムやネットワークを一元化することで、インターネットバンキングをはじめとする高品質なサービスを全国のJAに導入し、全国どこでも良質で高度な金融サービスの提供に取り組んでおります。

また、全国統一の魅力的な金融商品の開発など一体的事業推進の実践により、より便利に、ますます頼れる「JA銀行」を目指しております。

### JA銀行・セーフティーネット

国の公的制度である「貯金保険制度」に加え、JA銀行システムに基づく「破綻未然防止システム」を併せて、JA銀行・セーフティーネットと呼んでおります。

「貯金保険制度」は、JA等が万一経営破綻に陥った場合に、JA等に代わって貯金をお支払する制度で、貯金者を保護するものです。

「破綻未然防止システム」では、緊急事態のJAに対する貸付や、経営が困難なJAを他のJAが合併を行なう場合に必要となる資金の援助、さらに、経営改善に取り組むJAに対する資本注入など、「JA銀行支援基金」によるサポートにより、経営破綻を未然に防ぐための制度です。

JA銀行の安心は、これら2つの制度で支えられております。

### 破綻未然防止システム

JA銀行システムでは、経営破綻を未然に防止するために、早期是正措置発動基準（自己資本比率4%）よりも厳しいJA銀行独自の自主ルール基準（自己資本8%、業務執行制度など）を設定し、会員JA等の経営内容について、JA銀行中央本部が定期的にモニタリングを行なっております。

これらにより、JA等の経営の問題点を早期に発見し、実効性のある破綻未然防止システムに基づき適切な改善措置などを講じることとしており、地域の皆さんに安心してご利用いただけるようJA銀行全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取り組みを行なっております。

## ■貯金保険制度

貯金者保護を目的とする国の公的な制度であり、銀行の「預金保険制度」と同様のもので、貯金業務を取扱うすべてのJA、信連、農林中金などが加入しております。

J A等が万一経営破綻に陥った場合にJA等に代わって貯金をお支払する制度です。

平成17年4月1日から、ペイオフが全面解禁され、当座性貯金、定期性貯金等全ての貯金について、合算して元本の総額が1,000万円までとその利息は保護されていますが、それ以外は清算配当に応じて払い戻しがれることになります。

なお、当座性貯金のうち利息のつかない等の条件を満たす貯金については、全額保護されることになっております。

### 【貯金保険対象商品と保護の範囲】

貯金等の分類		保護の範囲	
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金 <sup>(注1)</sup> (利息のつかない等の 3要件を満たす貯金)	全額保護 (恒久処置)
	定期貯金・貯蓄貯金・ 通知貯金・定期積金・ 農林債券等 <sup>(注2)</sup>	一般貯金等 (決済用貯金以外の貯金)	元本の合計1,000万円までとその利息 <sup>(注3)</sup> 等を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)〕
対貯金外貯金等の	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券等	保護対象外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)〕	

(注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

(注2) このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立、財形貯蓄商品が該当します。

(注3) 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

## 5. 事業の概況

### 組合の事業活動の概況に関する事項

令和5年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和が進み、経済社会活動の正常化が進む中で個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、不安定な世界情勢の影響などから資源価格や原材料価格は高止まりしており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

一方、国内農業は生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少など生産基盤の縮小が続くなか、生産資材の高騰により農業経営は厳しさを増しており、我が国の食料安全保障の土台が揺らいでおります。

県内農業においては、7月の九州北部豪雨災害や、8月の豚熱・11月の鳥インフルエンザ発生と、罹災地域においては甚大な被害にみまわれましたが、当JA管内では大きな災害等もなく、米の作況指数は「103」のやや良となりました。また、「さがびより」が食味ランク14年連続で特A評価を獲得しました。

このような事業環境下において、役職員一丸となって事業推進に取り組んだ令和5年度、第10次中期経営計画中間年度の成果は、事業総利益386,655千円、事業利益62,433千円、当期剰余金56,668千円と年度計画を大幅に上回るものとなりました。

以下、各事業について報告します。

指導事業の水稻は田植え期以降の日照不足などで生育が抑えられたものの、梅雨明け以降は天候が回復し、登熟期間全般も天候に恵まれたことや台風等の影響もなく、本県の収量は521kg/10aで作況指数103のやや良となりました。

大麦の播種作業は順調に行われましたが、12月中旬から気温が低く推移した影響で、出芽が遅れた圃場が見受けられました。2月以降は平年より気温が高く生育は順調で、4月以降は降雨の影響で茎葉の黄化が始まったものの本県の収量は446kg/10aで6年連続の豊作となりました。

大豆は梅雨入りが早く、梅雨明けは遅かった為、やや遅めの播種となりました。しかし、台風等の大きな影響もなく、全般的に生育量が旺盛となり莢数が多く、登熟期も気象災害を回避できたことから、大粒率が高くなり、本県の収量は211kg/10a(平年比160%)となりました。また近年、大豆収量が低迷している中で10年ぶりの200kg超え全国2位の高収量となりました。

購買事業においては、担い手経営体を中心に「農業者の所得増大」に向けた取り組みとして肥料・農薬の予約による早期取りまとめを行い、低コスト資材の供給強化を図りました。

また、生産技術の提案として土壤分析・展示圃による試験結果に基づいた施肥体系及び防除体系の提案を行いました。購買品供給高は41,652千円、対前年比93.8%となりました。

販売事業においては、消費者・実需者からの要望に応え、信頼される計画生産を推進するとともに、出荷契約の向上に取り組みました。また「栽培日誌」「農業生産工程管理(GAP)」等の普及推進を図り、安全・安心な農産物の生産販売に

努め、販売品販売高は24,194千円、対前年比110.2%となりました。

信用事業においては、貯金は、独自商品である「だっこ笑びす定期2023」の発売により個人貯金が伸長し、また公金貯金等も堅調に推移した結果、3月末貯金残高は、45,068百万円となりました。貸出金は、住宅ローン・小口ローンを中心とした積極的な取り組みを実施した結果、住宅ローン・小口ローンともに前年度を上回る伸びとなり、3月末貸出金残高は15,133百万円、対前年比107%、1,007百万円の増加となりました。

共済事業においては、眞の3Q訪問活動を基本としながら、全ての契約者への3Q活動と、全ての契約者へのあんしんチェックを、対面と非対面が融合したデジタル技術等を活用した実践を行い、全ての組合員・利用者へ安心と満足の提供に努めました。普及面では、厳しい推進環境下であったものの、新契約目標である340千ポイントを達成することができました。

## 6.事業活動のトピックス

- ・年金感謝デーイベントの開催
- ・年金友の会「ことぶき会」の開催
- ・JA共済全国小・中学生書道・ポスターコンクールの開催
- ・JA共済アンパンマン交通安全キャラバンの開催
- ・JA共済「生徒向け自転車交通安全教室」の開催
- ・感謝祭の開催

## 7.農業振興活動

- ・「母から子へ、伝えたい我が家の味、地域の味」運動として、女性部学級において「伝承料理作り」を実施
- ・栽培履歴による「顔のみえる安心・安全」な農作物の安定供給
- ・経営所得安定対策等の各種研修、農政セミナーへの参加
- ・味噌作り・落雁作り・ごきぶり団子作り・ぼかし肥作り・焼肉のたれ作りの開催
- ・組合員が生産した「さがびより」をはじめとした米の直接販売
- ・幼稚園児・小学生等を対象にした「田植え」「稲刈り」「野菜作り」等食農体験学習
- ・青壮年部による水稻栽培実地試験



## 8.地域貢献情報

### (1) 地域の皆様のために

当組合は、佐賀市(富士町、三瀬村、大和町、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町を除く)を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業と地域経済の活性化に資する地域金融機関です。当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預りした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

### (2) 組合員数、出資金の状況 (単位:人、千円)

	組合員数	出資金
正組合員	90	152,177
准組合員	5,667	369,755
処分未済持分	—	1,861
計	5,757	523,793

### (3) 資金調達の状況

① 貯金及び定期積金残高	(単位:百万円)
組合員等	29,955
地方公共団体	8,698
その他	6,415

### ② 貯金商品

- ・年金受給者向け優遇金利定期「寿」定期
- ・ゆとり定期積金
- ・収穫体験定期積金「もぎたて」
- ・相続定期貯金「縁むすび」
- ・プラチナ世代応援定期「煌(かがやき)」

※貯金商品の詳細は15ページに記載しています。

#### (4) 資金供給の状況

##### ① 貸出金残高

(単位:百万円)

組合員等	13,617
地方公共団体	927
その他	589

##### ② 制度融資取扱い状況

- 農業近代化資金

##### ③ 融資商品

- 住宅ローン
- カードローン
- マイカーローン
- アグリマイティー資金
- 教育ローン
- …等

※融資商品の詳細については16ページに記載しています。

#### (5) 文化活動・社会貢献に関する事項

##### ① 文化的・社会貢献に関する事項

- 地域の児童等に対する農業体験(稲作り・野菜作り)の実施
- 毎週金曜日に本店近隣の清掃活動の実施

##### ② 年金友の会開催

- 年金相談会等各種セミナーの開催

#### (6) 地域密着型金融への取り組み

農村等地域活性化のための融資を始めとする支援

- 担い手金融担当部署の設置
- 生産者と消費者をつなげる場の設定

## 9.自己改革の取り組み

### 進めてます! 自己改革



私たちは、平成28年度から農家・組合員や地域の方々の豊かなくらしを支えるため「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの目標を掲げ、具体的な目標値や行動計画を設定して、自己改革に取り組んでいます。令和5年度中の主な自己改革の取り組みと実績は、次のとおりです。

令和6年度においても、組合員・地域住民の声に基づく自己改革を実践し、農業協同組合の使命である農業所得の向上や地域農業の振興、さらには地域に根ざした協同組合としての「食」と「農」を通じた地域貢献活動に取り組んでいきます。



#### 農業者の所得増大と農業生産の拡大につながる取り組み

##### 【組合員の声】

組合員の持続可能な営農につながる「労働力支援」の取り組みとして、産業用マルチローター(ドローン)の導入を行いました。水稻・大豆・麦の防除作業に取り組んだ結果、適期防除や省力化につながっています。また、除草剤散布等の実地試験も行っており、更なる労働力支援の強化を図っていきます。



JJAからドローンを活用した防除作業の取り組みについて提案があり、ちょうど他の作業と重複するなどして適期での防除作業が難しかったこともあり、作業をお願いしましたが、効果も十分にあり助かりました。今後も農家のためになる支援事業に取り組んでもらいたい。



#### 地域の活性化につながる取り組み

### 地域のみなさまに感謝の気持ちを込めて 感謝祭開催

● 令和5年11月25日 ●

食や農を通じた地域貢献活動の一環として、組合員・利用者及び地域の皆様への日頃の感謝とJAへの理解を深めてもらう機会になればと「感謝祭」を開催しました。



##### 【内容】

- 女性部手作りクッキープレゼント
- 女性部特製豚汁ふるまい
- 野菜重量当てクイズ
- お米すくい
- 野菜・果物販売
- 「しま薔薇園」の日本一の薔薇販売など



# 10.リスク管理等の状況

## ◇リスク管理体制

### 〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用していただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するために、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、こうした認識のもと、経営戦略の『意思決定(理事会)』、『執行(金融共済部)』、『結果の監視(総務管理部)』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別的重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と一緒に開催しております。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全性に努めています。

### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。当JAでは、資金繰りリスクについてもALM委員会において、運用・調達についての、資産ギャップ分析を実施し、安定的な流動性の確保に努めています。

### ④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害に備えた管理を行っています。

また、平成24年3月より当JAのデータ資産の共有・保全・セキュリティ対策強化の一環として「文書管理システム」を導入しております。

## ◇法令遵守体制

### [コンプライアンス基本方針]

- 当JAは、JAが担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当JAの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行します。
- 当JAは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- 当JAは、安全・安心な農産物・商品を供給し、消費者の信頼に応えるよう努めます。
- 当JAは、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

### [コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、常務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

## ◇金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話：0952-23-8555(月～金9時～17時))

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249)

福岡県弁護士会 (電話：092-791-1840)

鹿児島県弁護士会

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所 電話：03-6837-1359)にお申し出ください。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①現地調停： 東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、お客様は、最寄の弁護士会が長崎県の場合、長崎県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しitただくことにより、手続きを進めることができます。

②移管調停： 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、長崎県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容は佐賀県JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

#### ・共済事業

(一般社団法人)日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一般財団法人) 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>  
(公益財団法人) 日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>  
(公益財団法人) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>  
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただ くか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

## 倫理綱領(役職員の行動指針)

私たち役職員は、ここに定める倫理綱領を遵守し、常に強い責任感と高い倫理観をもって行動することによって、農業と地域社会に根ざした協同組合組織としてのJAの社会的役割を誠実に果たし、安心して暮らせる豊かで民主的な地域社会の実現を目指します。

### 1. 社会的責任と公共的使命の自覚

私たち役職員は、JAの社会的責任と公共的使命の重みを常に自覚し健全かつ適切な業務運営を通じて、搖るぎない信頼の確立を図ります。

### 2. 法令や社会的規範の遵守

私たち役職員は、あらゆる法令や業務に関する諸規則等を遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

### 3. 質の高い事業サービスの提供

私たち役職員は、創意と工夫を活かし、質の高い事業サービスの提供を通じて地域農業の発展と地域経済・社会の発展に貢献します。

### 4. 反社会的勢力の介入排除

私たち役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

## 個人情報保護方針

当JAでは、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得するとともに、取得いたしましたお客様の個人情報につきましては、利用目的をできるかぎり特定するとともに、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外と認められる場合を除き、利用目的の範囲内で個人情報を取扱いいたします。

また、当JAは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に基づいて、個人情報保護に関する業務を統括する個人情報保護管理者や、情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報保護態勢の確立に努めています。

なお、「個人情報保護方針」並びに「個人情報保護法に基づく公表事項等」については、ホームページ等にも掲載し、公表しております。

## 佐賀市中央農業協同組合個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

### 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

#### 5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

#### 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

#### 7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

#### 9. 質問・苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 10. 繙続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

### 金融商品販売法にもとづく勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧説に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

#### 金融商品の勧誘方針

- 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
- 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆様にとって不都合と思われる時間での訪問・電話による勧説は行いません。
- 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

### 金融円滑化にかかる基本の方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員・利用者の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 当JAは、組合員・利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 当JAは、事業を営む組合員・利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員・利用者の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。  
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当JAは、組合員・利用者から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員・利用者の知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- 4 当JAは、組合員・利用者からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員・利用者の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
  - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員・利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員・利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
  - (2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- 6 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 経営者保証に関するガイドラインに係る取組方針

当JAは、「経営者保証に関するガイドライン」に関して、下記のとおり取組体制を構築し、組合員・利用者に対し誠実かつ適切に対応できるよう努めています。

### 各種対応に係る取組体制

#### ア. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

#### イ. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

#### ウ. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
  - (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。
- また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

#### エ. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

## 11.自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。令和5年度は、増資運動の継続取り組みや内部留保の積み上げなどにより、令和6年3月末における自己資本比率は、10.68%となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

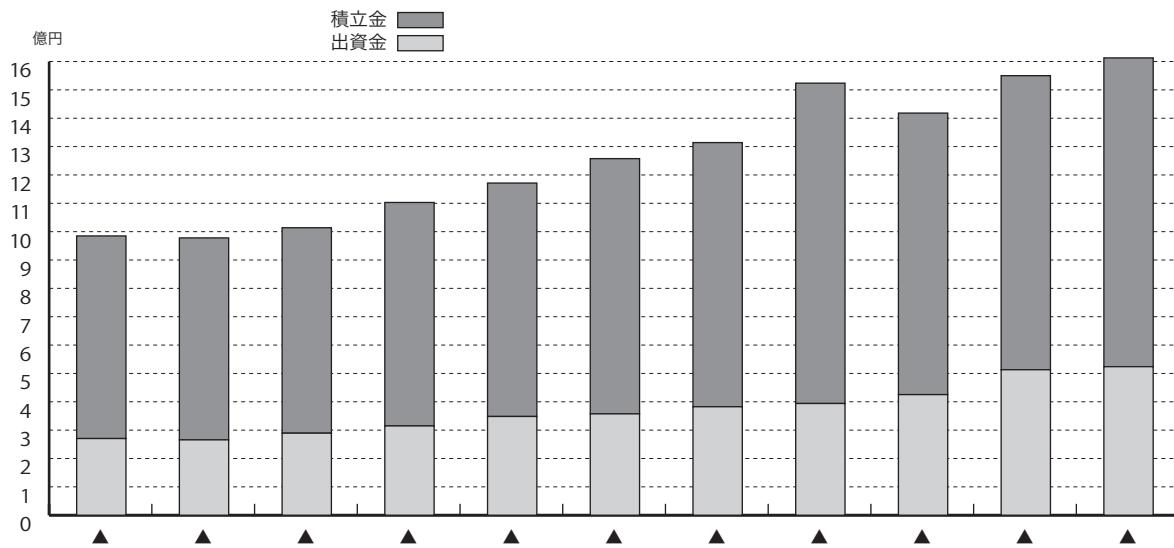
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

## ○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	佐賀市中央農業協同組合
資本調達手段	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	524百万円(前年度513百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## ■出資金・積立金の推移



## 12. 主な事業の内容

### 1. 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる金融業務を行っています。

この信用事業は、JA(農協)・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇貯金業務

組合員はもちろん、地域のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

#### ◇融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民のみなさまの暮らしに必要な資金や地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

## ◇為替決済業務

全国のJA（農協）・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

また、オフィスにいながら資金移動や取引内容の照会が行なえるファームバンキングやインターネットに接続されているパソコンや携帯電話から、残高照会や振込等のサービスをご利用いただけるインターネットバンキングサービスも行なっております。

## ◇国債窓口販売・投資信託の取り扱い

国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売を行っております。

また、お客様の運用ニーズにお応えするため、投資信託も取り扱っております。

## ◇サービス・その他

当JAでは、皆様によりよいサービス、時代に即応したサービスをご提供できるよう全国のJAがひとつになって作り上げた「新JAオンラインシステム」を利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどを取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫・コンビニエンス・ストアーなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

## 金融商品一覧

### 貯金

種類	期間	特徴
当座貯金	出し入れ自由	手形や小切手でお支払できる貯金です。お取引上の支払や代金回収に最適です。
決済用貯金	同上	利息は付きませんが、決済サービスをご利用になれ、いつでもお引き出し出来ます。
普通貯金	同上	いつでも出し入れができる、自動支払・自動受取もご利用になれます。キャッシュカードと合わせて、サイフがわりにご利用ください。
総合口座	同上	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になります。公共料金などの自動支払いや給与・年金などの自動受取、さらに預入定期貯金の90%、最高300万円（1,000円未満切捨て）迄の自動融資がご利用になれ、大変便利です。
納税準備貯金	入金は自由	税金納付のための貯金です。引き出しは原則として納税時のみで、納税のための引き出しは非課税です。
通知貯金	据置7日	7日間以上で短期の資金運用には最適です。預入金額は5万円以上で、お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
スーパー貯蓄貯金	出し入れ自由	引き出し自由で、大口定期の金利を基準とした貯金で、貯金残高によって2階層の金利を設定。毎月複利で大変便利です。一定の残高を普通貯金に入れておきたいという方におすすめします。（個人のみ）
スーパー定期	1、2、3、6ヶ月 1、2、3、4、5年	様々な目的に対応する基本的な定期貯金です。 1ヶ月超5年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
大口定期貯金	同上	預入金額が1,000万円以上の金額を有利な利率でお預かりする定期貯金です。 スーパー定期と同様、期日指定方式もご利用いただけます。
期日指定定期	最長預入期間3年 (据置1年)	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1カ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出し出来ます。元金の一部（1万円以上）を引き出すことも出来ます。又、1年毎の複利計算で有利で便利にご利用いただけます。（個人のみ）
据置定期貯金	6ヵ月以上で最長5年	指定の据置経過後は、お引き出し自由、複利で増やし長く預けるほどおトク。 預入金額は1万円以上1千万円未満でご利用いただけます。（個人のみ）
変動金利定期貯金	1年以上3年以下	預入から半年ごとにその時の金利を適用し、6ヵ月複利で運用する、とても有利な定期貯金です。 預入金額は1,000円以上でご利用いただけます。（個人のみ）

積立定期貯金	満期自由	計画的にいつでも積み立てできる定期貯金です。預入金額は1,000円以上で1年経過後は、元金の一部（1万円以上）を引き出すことも出来ます。（個人のみ）
譲渡性貯金（NCD）	1週間以上 2年以内、満期日は自由	5,000万円以上、1,000万円単位の大口資金の運用に最適で、譲渡することも可能です。
定期積金	6ヶ月～120ヶ月以下	積立開始時の利回りを適用し、1回の積み立て金額は1,000円以上です。
一般財形貯金	積立期間 3年以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。一口ごとの期日指定定期貯金として預入し、解約の申し入れがない限り最長預入期限に元利合計額で継続預入をいたします。
財形年金貯金	積立期間 5年以上	60才以降のライフプランに最適な貯金です。
財形住宅貯金	同上	マイホームを実現するための貯金です。

### 融資（統一ローン資金別貸付・基金協会保証）

（令和6年7月1日現在）

種類	融資期間	融資金額	資金用途
事業資金関係	営農資金	資金用途により各種対応	・農業経営の合理化、その他農業経営に必要な資金
	事業資金		・事業に必要な運転・設備資金
	農業資金		・地域農業及び農村地域発展に資する設備資金又は運転資金
	農地所有者等賃貸住宅建設資金		・資産を有効活用する資金
住宅資金関係	住宅ローン	一般型 50年以内	・住宅の新築 ・土地の購入 ・土地付住宅（中古物件を含む）の購入 ・マンション（中古物件を含む）の購入 ・住宅の増改築 ・他金融機関からの借換
		100%応援型50年以内	
		借換応援型40年以内	
	リフォームローン	一般型 15年以内	・住宅の関連付帯設備 ・住宅の増改築 ・台所、浴室、トイレの補修・改修等 ・ガレージ、門扉、造園などの工事費
お使いみちが決まっている場合	教育ローン	15年以内	10万円～1,000万円以内（1万円単位） ・入学金、授業料、学費及び家賃等教育に必要な資金
	マイカーローン	15年以内	10万円～1,000万円以内（1万円単位） ・自動車、バイクの購入及びカー用品の購入 ・簡易な車庫の建設費用（100万円まで） ・点検、車検等の費用
	多目的ローン	10年以内	10万円～500万円以内（1万円単位） ・暮らしに必要な資金
	がん先進医療ローン	7年以内	10万円～300万円以内（1万円単位） ・がん先進医療の治療費（技術料）
	営農ローン	1年毎の更新	300万円以内（10万円単位） ・農業経営の合理化及び農業経営に必要な資金
	カードローン	1年毎の更新	300万円以内（10万円単位） ・暮らしの資金（結婚、出産、医療、旅行資金など）

※住宅ローンにつきましては、全国保証付・協同住宅ローン㈱保証付もお取り扱しております。  
 ※教育ローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。  
 ※マイカーローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。  
 ※カードローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付・ジャックス保証付もお取り扱いしております。  
 ※リフォームローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付もお取り扱いしております。  
 ※多目的ローンにつきましては、三菱UFJニコス保証付・オリエントコーポレーション保証付もお取り扱いしております。

## 各種サービス・手数料

### 各種サービス

項目	内容
J A キャッシュサービス	J Aのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・ファミリーマート・イーネット・LAN'SのCD(現金自動支払機) ATM(現金自動預入・支払機)で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、県内JA・信連のATMでは通帳・カードによる現金のお預け入れやカードによる平日の為替振込もご利用いただけます。
デビットカードサービス	J Aのキャッシュカードで代金のお支払いができる便利なサービスです。サインの記入やつり銭の手間がなく、多額の現金を持ち歩く必要がなく安全です。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日から利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料、介護保険料など、普通貯金(総合口座)から自動的にお支払いいたしますので、払い込みのわずらわしさがなくなります。
クレジットカード(J A カード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。取扱いカードはVISAとなります。ポイントがたまると素敵なプレゼントがもらえるお得なカードです。
総合振込サービス	お客様のお支払いの振込データを自動的にお振込いたします。
Qネット代金回収サービス	お客様の集金先の金融機関から口座振替により代金を集金代行するサービスです。
ファームバンキングサービス	オフィスにいながら資金移動や取引内容の照会をスピーディーに行えます。
インターネットバンキングサービス(J A ネットバンク)	窓口やATMに行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、残高照会や振込などのサービスがお気軽にご利用いただけます。
マルチペイメントネットワークサービス	窓口やATMに行かなくてもパソコンや携帯電話から、平日、休日を問わず、NHK放送受信料、電話料(NTT DoCoMo)、税金などをお支払いいただけます。

### 各種手数料

(注) 下記手数料は、消費税抜表示となっております。(令和6年7月31日現在)

#### 【内国為替の取扱手数料】

区分	仕向先	本店あて		系統金融機関あて		系統金融機関以外の金融機関あて	
振込手数料	窓口からの電信扱い	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
	自動化機器からの振込	1件につき300円	1件につき500円	1件につき400円	1件につき600円	1件につき600円	1件につき800円
	ファームバンキング	1件につき100円	1件につき100円	1件につき100円	1件につき300円	1件につき300円	1件につき500円
	インターネットバンキング	—	—	1件につき100円	1件につき300円	1件につき400円	1件につき600円
	磁気テープ・FD振込手数料	1件につき100円	1件につき100円	1件につき100円	1件につき300円	1件につき400円	1件につき600円
	定例自動送金手数料	—	—	1件につき300円	1件につき500円	1件につき600円	1件につき800円
送金手数料		—		1件につき400円		普通扱い1件につき600円(送金小切手)	
代金取扱手数料		個別取立		1通につき	1,000円		
その他の手数料	送金・振込の組戻料		1件につき	800円			
	取扱手形組戻料		1通につき	800円			
	取扱手形店頭呈示料		1通につき	800円			
	(但し、600円を超える実費を要する場合は、その実費)						
	不渡手形返却料		1通につき	800円			

#### 【その他の諸手数料】

通帳・証書再発行手数料	1枚につき	1,000円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚につき	1,000円
小切手帳発行手数料	1冊につき	3,000円
残高証明書発行手数料	1枚につき	500円
ファームバンキング手数料	基本利用料(月額)	1,000円
インターネットバンキング手数料	基本利用料(月額)	無料
大口両替手数料	50枚まで	無料
	51枚以上枚数に応じて	200円~

## 2. 共済事業

組合員・利用者をはじめ、地域社会に住むみなさまの暮らしのパートナーであり続けるために・・・。  
JA共済は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を生涯サポートします。

共済の種類		特徴
ひと保障	終身共済	一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
	養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
	定期生命共済 (通減期間設定型)	ライフステージに応じて保障金額を通減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
	一時払終身共済	まとまった資金を活用し、一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
	生存給付特則付 一時払終身共済	生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。被共済者が生存されている場合、毎年生存給付金をお支払いします。
	引受緩和型終身共済	通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
	医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。
	がん共済	上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍を幅広く保障します。
	引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
	特定重度疾病共済	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)、心・血管疾患、脳血管疾患、その他の生活習慣病まで幅広く保障します。
	生活障害共済	公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
	介護共済	介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
	一時払介護共済	まとまった資金を活用し、介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
	認知症共済	認知症・軽度認知障害まで幅広く保障します。
	予定利率変動型年金共済	毎年(毎月)の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。
	こども共済	高い貯蓄性と保障がバランスよく備わり、効率的に資金準備できます。
いえ保障	建物更生共済 (建物や家財の保障)	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。
くるま保障	自動車共済	自動車事故のさまざまなりスクをしっかりと保障します。
農業者向けの保障	農業者賠償責任共済	農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。

## 3. 経済事業

経済事業は、生産・生活に必要な物資を提供する「購買事業」と農家から消費者へ安心・安全な農産物を販売する「販売事業」があり、みなさまの暮らしのお手伝いをしています。

### ◇購買事業

肥料、農薬等生産資材や安全で良質な生活用品の供給とコスト低減に努めています。

また、食材宅配並びに米穀小売の供給拡大にも努めています。

### ◇受託販売事業

佐賀県独自品種のお米「さがびより」を中心に、大麦・大豆の系統利用による有利販売に努めています。

## 4. 保管事業

米の保管管理の強化と入出庫時の安全性に気を付け荷受作業効率の向上に努めています。

幼稚園児・小学生  
による食農体験



## 5. 指導事業

指導事業は、組合員の営農指導はもとより、生活指導をはじめ顧問税理士による法務・税務など各種の相談業務や土地の有効活用などの資産運用相談、健康管理活動など暮らしの全般にわたってサポートしています。

### ◇美味しさ求めて

消費者の皆様へより安全・安心で美味しいお米を提供するため、組合員による研修会を実施し栽培技術の研鑽に努めています。

また、地産地消の取り組みで新鮮な食材の宅配事業も実施しています。

### ◇暮らしの相談

青色申告会を組織し、税務研修の開催や毎年確定申告時期には申告指導を実施しています。

### ◇健康づくり

組合員の健康管理として、生活習慣病等の早期発見と早期治療により健康維持を図るため、毎年1回健康診断の受診助成と周知を行い、健康づくりの普及に努めています。

### ◇地域ふれあい活動

「地域の活性化」への貢献として小学生・幼稚園児を対象に、農業への理解と「食」と「農」の大切さを実感してもらう食農体験活動や、助け合い組織「さかえ会」による福祉活動（施設慰問）を実施しています。

## 6. 宅地等供給事業

組合員及び当JAが所有する資産の有効活用を目的に土地の貸付等の事業を実施しています。

# I . 決算の状況

## 1. 貸借対照表

単位：千円

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)	科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
<b>1 信 用 事 業 資 産</b>	<b>44,978,705</b>	<b>45,096,417</b>	<b>1 信 用 事 業 負 債</b>	<b>45,160,306</b>	<b>45,200,924</b>
(1)現 金	81,230	39,880	(1)貯 金	45,116,879	45,067,572
(2)預 金	30,739,096	29,872,539	(2)その他の信用事業負債	43,427	133,352
系 統 預 金	30,739,091	29,872,537	未 払 費 用	18,452	20,771
系 統 外 預 金	5	2	そ の 他 の 負 債	24,975	112,580
(3)貸 出 金	14,125,213	15,132,559	<b>2 共 濟 事 業 負 債</b>	<b>54,892</b>	<b>42,461</b>
(4)その他の信用事業資産	34,184	52,611	(1)共 濟 資 金	30,750	20,067
未 収 収 益	22,190	24,737	(2)未経過共済付加収入	24,143	22,394
そ の 他 の 資 産	11,994	27,873	<b>3 経 済 事 業 負 債</b>	<b>17,166</b>	<b>16,114</b>
(5)貸倒引当金(控除)	△ 1,019	△ 1,171	(1)経 済 事 業 未 払 金	6,191	3,700
<b>2 共 濟 事 業 資 産</b>	<b>152</b>	<b>115</b>	(2)経 済 受 託 債 務	10,975	12,414
その他の共済事業資産	152	115	<b>4 雜 負 債</b>	<b>29,913</b>	<b>65,073</b>
<b>3 経 済 事 業 資 産</b>	<b>26,197</b>	<b>23,958</b>	(1)未 払 法 人 税 等	9,362	14,649
(1)経済事業未収金	9,567	7,171	(2)そ の 他 の 負 債	20,552	50,424
(2)経済受託債権	10,975	12,414	<b>5 諸 引 当 金</b>	<b>51,459</b>	<b>46,531</b>
(3)棚 卸 資 産	4,925	3,643	(1)賞 与 引 当 金	9,401	9,518
購 買 品	4,822	3,475	(2)退職給付引当金	9,511	3,702
そ の 他 の 棚 卸 資 産	103	168	(3)役員退職慰労引当金	32,547	33,311
(4)その他の経済事業資産	730	730	<b>6 再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>41,924</b>	<b>41,924</b>
(5)貸倒引当金(控除)	△ 0	△ 1	<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>45,355,660</b>	<b>45,413,026</b>
<b>4 雜 資 産</b>	<b>69,118</b>	<b>82,986</b>	<b>1 組 合 員 資 本</b>	<b>1,550,108</b>	<b>1,612,906</b>
<b>5 固 定 資 産</b>	<b>1,170,667</b>	<b>1,163,978</b>	(1)出 資 金	513,038	523,793
(1)有 形 固 定 資 産	1,169,391	1,162,811	(2)資 本 準 備 金	322	322
建 物	316,084	316,084	(3)利 益 剰 余 金	1,040,529	1,090,652
構 築 物	7,424	7,424	利 益 準 備 金	310,865	321,365
機 械 装 置	7,062	9,886	そ の 他 利 益 剰 余 金	729,664	769,287
土 地	1,006,655	1,007,446	営農支援対策積立金	—	20,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	68,713	70,396	經 營 基 盤 強 化 積 立 金	—	50,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 236,547	△ 248,426	特 別 積 立 金	473,852	473,852
(2)無 形 固 定 資 産	1,276	1,167	当 期 未 处 分 剰 余 金	255,812	225,435
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,276	1,167	(うち当期剰余金)( 51,386 ) ( 56,668 )		
<b>6 外 部 出 資</b>	<b>763,345</b>	<b>763,345</b>	(4)処 分 未 溝 持 分	△ 3,781	△ 1,861
外 部 出 資	763,345	763,345	<b>2 評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>109,974</b>	<b>109,974</b>
系 統 出 資	632,545	632,545	土地再評価差額金	109,974	109,974
系 統 外 出 資	75,800	75,800	<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>1,660,082</b>	<b>1,722,879</b>
子 会 社 等 出 資	55,000	55,000			
<b>7 繰 延 税 金 資 産</b>	<b>7,558</b>	<b>5,107</b>			
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>47,015,741</b>	<b>47,135,905</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>47,015,741</b>	<b>47,135,905</b>

## 2. 損益計算書

単位：千円

科 目	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)	科 目	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)
<b>1 事 業 総 利 益</b>	364,501	386,655	(9) 保 管 事 業 収 益	1,257	1,353
事 業 収 益	472,790	513,033	(10) 保 管 事 業 費 用	804	677
事 業 費 用	108,289	126,378	(うち貸倒引当金繰入額)	( - )	( 0 )
(1) 信 用 事 業 収 益	334,749	367,725	(うち貸倒引当金戻入益)	( △0 )	( - )
資 金 運 用 収 益	286,677	327,055	<b>保 管 事 業 総 利 益</b>	454	676
(うち預金利息)	( 139,384 )	( 169,328 )	(11) 宅 地 等 供 紾 事 業 収 益	40,241	50,480
(うち貸出金利息)	( 147,293 )	( 157,727 )	(12) 宅 地 等 供 紾 事 業 費 用	4,151	4,126
(うちその他受入利息)	( 0 )	( 0 )	<b>宅 地 等 供 紞 事 業 総 利 益</b>	36,090	46,354
役 務 取 引 等 収 益	10,373	9,626	(13) そ の 他 事 業 収 益	2,836	2,836
そ の 他 信 用 経 常 収 益	37,698	31,044	(14) そ の 他 事 業 費 用	61	39
(2) 信 用 事 業 費 用	72,026	91,229	<b>そ の 他 事 業 総 利 益</b>	2,776	2,797
資 金 調 達 費 用	33,148	32,973	(15) 指 導 事 業 収 入	1,049	2,181
(うち貯金利息)	( 31,899 )	( 32,428 )	(16) 指 導 事 業 支 出	4,037	5,047
(うち給付補填備金繰入)	( 47 )	( 23 )	(うち貸倒引当金繰入額)	( - )	( 0 )
(うち借入金利息)	( 548 )	( 245 )	(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 5 )	( - )
(うちその他支払利息)	( 654 )	( 276 )	<b>指 導 事 業 収 支 差 額</b>	△ 2,988	△ 2,866
役 務 取 引 等 費 用	7,819	7,843	<b>2 事 業 管 理 費</b>	302,716	324,222
そ の 他 信 用 経 常 費 用	31,059	50,413	(1) 人 件 費	210,578	226,341
(うち貸倒引当金繰入額)	( - )	( 152 )	(2) 業 務 費	41,217	44,287
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 15,912 )	( - )	(3) 諸 税 負 担 金	18,245	18,836
<b>信 用 事 業 総 利 益</b>	262,723	276,496	(4) 施 設 費	30,377	32,658
(3) 共 濟 事 業 収 益	62,490	61,257	(5) そ の 他 事 業 管 理 費	2,299	2,100
共 濟 付 加 収 入	58,949	58,532	<b>事 業 利 益</b>	61,785	62,433
そ の 他 の 収 益	3,541	2,725	<b>3 事 業 外 収 益</b>	16,140	14,988
(4) 共 濟 事 業 費 用	4,849	5,158	(1) 受 取 出 資 配 当 金	10,441	10,221
共 濟 推 進 費	1,705	1,813	(2) 貸 貸 料	3,125	3,120
そ の 他 の 費 用	3,143	3,345	(3) 雑 収 入	2,575	1,647
<b>共 濟 事 業 総 利 益</b>	57,641	56,099	<b>4 事 業 外 費 用</b>	5,525	2,356
(5) 購 買 事 業 収 益	32,334	29,687	(1) 寄 付 金	58	128
購 買 品 供 紾 高	31,394	28,799	(2) 雜 損 失	5,467	2,228
購 買 手 数 料	496	367	<b>経 常 利 益</b>	72,400	75,065
そ の 他 の 収 益	444	520	<b>5 特 別 利 益</b>	—	45
(6) 購 買 事 業 費 用	26,101	24,261	(1) 固 定 資 産 処 分 益	—	45
購 買 品 供 紾 原 価	26,090	24,055	<b>6 特 別 損 失</b>	—	0
そ の 他 の 費 用	11	206	(1) 固 定 資 産 処 分 損	—	0
(うち貸倒引当金繰入額)	( 0 )	( - )	<b>税 引 前 当 期 利 益</b>	72,400	75,110
(うち貸倒引当金戻入益)	( - )	( △0 )	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,687	15,992
<b>購 買 事 業 総 利 益</b>	6,233	5,425	法 人 税 等 調 整 額	9,327	2,451
(7) 販 売 事 業 収 益	1,706	1,802	法 人 税 等 合 計	21,014	18,443
販 売 手 数 料	1,649	1,756	<b>当 期 剰 余 金</b>	51,386	56,668
そ の 他 の 収 益	57	46	当 期 首 繰 越 剰 余 金	204,426	168,767
(8) 販 売 事 業 費 用	133	129	<b>当 期 末 処 分 剰 余 金</b>	255,812	225,435
そ の 他 の 費 用	133	129			
(うち貸倒引当金繰入額)	( 0 )	( 0 )			
<b>販 売 事 業 総 利 益</b>	1,573	1,673			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

### 3. 注記表

#### 令和4年度

##### 第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

###### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

① 数量管理品：米(販売用)・農薬・その他の生産資材

……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

###### 3. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建 物 10年～39年

工具・器具備品 10年～15年

###### (2) 無形固定資産

定額法を採用している。

###### 4. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

② 現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

③ 上記以外の債権については、予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。

###### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

###### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を

#### 令和5年度

##### 第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

###### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品

① 数量管理品：米(販売用)・農薬・その他の生産資材

……総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

###### 3. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建 物 10年～39年

工具・器具備品 10年～15年

###### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

###### 4. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

② 現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

③ 上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、今後1年間又は今後3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。

###### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

###### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を

用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 宅地等供給事業・資産管理事業

賃貸借契約に基づき、当事業年度の期間に対応する賃料を収益として認識している。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

用いた簡便法を採用している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

④ 宅地等供給事業・資産管理事業

賃貸借契約に基づき、当事業年度の期間に対応する賃料を収益として認識している。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

(2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等)及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

## 第2. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 總延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 總延税金資産

7,558千円(総延税金負債との相殺前)

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

総延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する総延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する総延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

### 2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 なし

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

### 3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金

1,020千円

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等)及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

## 第2. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 總延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 總延税金資産

5,107千円(総延税金負債との相殺前)

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

総延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っている。

課税所得の見積額については、令和6年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する総延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する総延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

### 2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 なし

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュフローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画以降の将来キャッシュフローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

### 3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金

1,172千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算定方法  
「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。
  - ② 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。
  - ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

### 第3. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構築物	2,905千円

#### 2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000千円
------	-------------

#### 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	18,899千円
子会社等に対する金銭債務の総額	32,087千円

#### 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	197,441千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	開示すべき債務はない

#### 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区分	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	176,751
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	77,565
合計額	254,315

(注)上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)である。
- (3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算定方法  
「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。
  - ② 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。
  - ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

### 第3. 貸借対照表に関する注記

#### 1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構築物	2,905千円

#### 2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金	1,200,000千円
------	-------------

#### 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	17,676千円
子会社等に対する金銭債務の総額	87,744千円

#### 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	72,803千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	開示すべき債務はない

#### 5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区分	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	170,083
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	74,571
合計額	244,655

(注)上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)である。
- (3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険

債権及び三月以上延滞債権に該当しないものである。

## 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- (1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
(2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 15,114千円

### (2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出した。

## 第4. 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	1,547千円
うち事業取引高	347千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	170,598千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	170,598千円

## 第5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定(理事会)』、『執行(金融共済部)』、『結果の監視(総務管理部)』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債

債権及び三月以上延滞債権に該当しないものである。

## 6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- (1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
(2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 15,114千円

### (3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出した。

## 第4. 損益計算書に関する注記

### 1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	1,475千円
うち事業取引高	275千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1千円
うち事業取引高	1千円
うち事業取引以外の取引高	一千円

## 第5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定(理事会)』、『執行(金融共済部)』、『結果の監視(総務管理部)』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債

債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

#### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.29%上昇したものと想定した場合には、経済価値が77,026千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもある。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)を当事業年度から適用している。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため、これらは時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

#### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.37%上昇したものと想定した場合には、経済価値が70,699千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがある。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

	(単位：千円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	30,739,096	30,734,889	△4,208
貸出金	14,125,213		
貸倒引当金(*1)	△1,019		
貸倒引当金控除後	14,124,193	14,428,812	304,619
資産計	44,863,290	45,163,701	300,411
貯金	45,116,879	45,126,339	9,461
負債計	45,116,879	45,126,339	9,461

(\* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

## (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

#### ② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

#### (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

	(単位：千円)		
	貸借対照表計上額		
外部出資		763,345	
合計		763,345	

#### (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	30,739,096	-	-	-	-	-
貸出金(*1)	1,047,572	817,370	809,155	771,023	706,313	9,973,780
経済事業未収金	9,567	-	-	-	-	-
合計	31,796,235	817,370	809,155	771,023	706,313	9,973,780

(\* 1) 貸出金のうち、当座貸越60,680千円については「1年内」に含めている。

	(単位：千円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	29,872,539	29,853,589	△18,950
貸出金	15,132,559	15,171	
貸倒引当金(*1)	△1,171		
貸倒引当金控除後	15,131,388	15,358,859	227,472
資産計	45,003,927	45,212,448	208,522
貯金	45,067,572	45,039,807	△27,765
負債計	45,067,572	45,039,807	△27,765

(\* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除している。

## (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap. 以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

#### ② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

#### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

	(単位：千円)		
	貸借対照表計上額		
外部出資		763,345	
合計		763,345	

#### (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	29,872,539	-	-	-	-	-
貸出金(*1)	1,073,827	883,249	842,253	777,854	747,007	10,808,368
経済事業未収金	7,171	-	-	-	-	-
合計	30,953,537	883,249	842,253	777,854	747,007	10,808,368

(\* 1) 貸出金のうち、当座貸越56,125千円については「1年内」に含めている。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	41,836,550	1,444,506	519,351	674,268	637,713	4,490
合 計	41,836,550	1,444,506	519,351	674,268	637,713	4,490

(\* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

## 第6. 有価証券に関する注記

### 1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

## 第7. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項目	金額
期首における退職給付引当金	5,524
退職給付費用	7,731
退職給付の支払額	—
確定給付型年金制度への拠出金	△3,744
期末における退職給付引当金	9,511

#### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項目	金額
退職給付債務	120,151
確定給付型年金制度	110,640
退職給付引当金	9,511

#### (4) 退職給付に関する損益

(単位:千円)

項目	金額
簡便法で計算した退職給付費用	7,731

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,624千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、22,890千円となっている。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	41,153,243	525,993	2,079,468	622,713	683,129	3,027
合 計	41,153,243	525,993	2,079,468	622,713	683,129	3,027

(\* 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

## 第6. 有価証券に関する注記

### 1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

## 第7. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項目	金額
期首における退職給付引当金	9,511
退職給付費用	10,268
退職給付の支払額	△11,720
確定給付型年金制度への拠出金	△4,357
期末における退職給付引当金	3,702

#### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項目	金額
退職給付債務	109,882
確定給付型年金制度	106,180
退職給付引当金	3,702

#### (4) 退職給付に関する損益

(単位:千円)

項目	金額
簡便法で計算した退職給付費用	10,268

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,721千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、21,271千円となっている。

## 第8. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

項目	金額
繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	2,625
役員退職慰労引当金超過額	8,983
未収貸付金利息否認額	17
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,595
未払事業税	696
減価償却費償却超過額	2,247
その他	36
繰延税金資産小計	18,482
評価性引当額	△10,924
繰延税金資産合計 (A)	7,558
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	7,558

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
事業分量配当金	△0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.5
住民税均等割等	0.5
評価性引当額の増減	2.6
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0

## 第8. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

項目	金額
繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	1,022
役員退職慰労引当金超過額	9,194
未収貸付金利息否認額	62
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,627
未払事業税	1,223
減価償却費償却超過額	2,507
その他	35
繰延税金資産小計	17,953
評価性引当額	△12,846
繰延税金資産合計 (A)	5,107
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	—
繰延税金資産の純額(A)+(B)	5,107

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
事業分量配当金	△0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4
住民税均等割等	0.4
評価性引当額の増減	2.6
前期未払法人税等と納付税額の差額	△1.7
租税特別措置法上の特別控除	△3.6
その他	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6

## 第9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

## 第10. その他の注記

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は173,505千円である。

## 第9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

## 第10. その他の注記

当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は270,206千円である。

## 4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 当期未処分剰余金	255,812	225,435
2 剰余金処分額	87,045	58,781
(1) 利益準備金	10,500	12,000
(2) 任意積立金	70,000	40,000
営農支援対策積立金	20,000	10,000
経営基盤強化積立金	50,000	30,000
(3) 出資配当金	4,526	5,089
普通出資に対する配当金	4,526	5,089
(4) 事業分量配当金	2,019	1,693
3 次期繰越剰余金	168,767	166,654

(注) 1. 普通出資に対する配当金の割合は次のとおりです。

令和4年度 1.0 %

令和5年度 1.0 %

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和4年度 イ. 令和4年度中に出荷された米30kgについて 125円

ロ. 令和4年度中に出荷された麦25kgについて 25円

ハ. 令和4年度中の購買品供給高に対して  $\begin{cases} \text{一般資材} & 6\% \\ \text{農機具} & 2\% \end{cases}$

令和5年度 イ. 令和5年度中に出荷された米30kgについて 125円

ロ. 令和5年度中に出荷された麦25kgについて 25円

ハ. 令和5年度中の購買品供給高に対して  $\begin{cases} \text{一般資材} & 6\% \\ \text{農機具} & 2\% \end{cases}$

3. 任意積立における目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

令和4年度 表のとおり

令和5年度 表のとおり

種類	営農支援対策積立金
積立目的	自然災害や経済状況の激変等により生じた組合員の農業経営に係る被害・損失等に対する支援並びに農業者支援事業の財源確保を目的とする。
積立目標額	3,000万円
積立基準	毎期の剰余金処分により積み立てる。
取崩基準	積立目的の事由が発生したときに、理事会の決議により必要額を取り崩す。

種類	経営基盤強化積立金
積立目的	社会・経済情勢の激変や会計基準の変更、固定資産の取得・処分・減損処理、有価証券の運用損失、情報システム開発等により生じた臨時的な支出に対するための財源確保を目的とする。
積立目標額	1億円
積立基準	毎期の剰余金処分により積み立てる。
取崩基準	積立目的の事由が発生したときに、理事会の決議により必要額を取り崩す。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金が含まれています。

令和4年度 3,000千円

令和5年度 3,000千円

## 5. 部門別損益計算書

(令和4年度)

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	476,662	334,749	62,490	16,109	62,313	1,000	
事業費用②	112,160	72,026	4,849	10,399	22,038	2,849	
事業総利益(① - ②)③	364,501	262,723	57,641	5,710	40,275	△ 1,849	
事業管理費④	302,716	158,505	65,106	12,416	55,430	11,258	
(うち減価償却費⑤)	13,528	6,130	1,584	1,387	3,236	1,191	
(うち人件費⑥)	210,578	106,929	50,732	7,499	38,627	6,791	
*うち共通管理費⑥		63,711	29,957	4,219	24,050	3,797	△ 125,735
(うち減価償却費⑦)		3,368	1,584	223	1,271	201	△ 6,647
(うち人件費⑧)		34,065	16,018	2,256	12,859	2,030	△ 67,228
事業利益(③ - ④)⑧	61,785	104,218	△ 7,465	△ 6,706	△ 15,155	△ 13,107	
事業外収益⑨	16,140	8,203	3,833	540	3,078	486	
*うち共通分⑩		8,152	3,833	540	3,077	486	△ 16,087
事業外費用⑪	5,525	2,757	1,296	251	1,043	178	
*うち共通分⑫		2,757	1,296	183	1,041	164	△ 5,441
経常利益(⑧ + ⑨ - ⑪)⑬	72,400	109,664	△ 4,928	△ 6,417	△ 13,120	△ 12,799	
特別利益⑭	-	-	-	-	-	-	
*うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	-	-	-	-	-	-	
*うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益(⑬ + ⑭ - ⑯)⑲	72,400	109,664	△ 4,928	△ 6,417	△ 13,120	△ 12,799	
営農指導事業分配賦額⑲		6,189	2,607	1,700	2,303	△ 12,799	
営農指導事業分配賦後⑳	72,400	103,475	△ 7,535	△ 8,117	△ 15,423		
税引前当期利益(⑲ - ⑲)							

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

### 【注記】

#### 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

##### (1) 共通管理費等

「勘定科目の性質等に基づき、人頭割等の配賦基準を用いている。」

##### (2) 営農指導事業

「均等割+事業総利益割の平均値」

#### 2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	50.7	23.8	3.4	19.1	3.0	100.0
営農指導事業	48.3	20.4	13.3	18.0	-	100.0

上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載している。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益3,872千円、事業費用3,872千円）を除去した額を記載している。

(令和5年度)

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	517,321	367,725	61,257	10,896	75,297	2,146	
事業費用②	130,666	91,229	5,158	5,611	25,300	3,369	
事業総利益(① - ②)③	386,655	276,496	56,099	5,285	49,997	△ 1,223	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤)	324,222 13,617 226,341	182,459 5,680 126,887	55,203 1,189 42,414	19,099 1,460 10,826	51,562 2,640 37,737	15,898 2,647 8,476	
*うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦)		80,841 3,431 47,226	28,019 1,189 16,368	6,431 273 3,757	21,129 897 12,343	5,512 234 3,220	△ 141,932 △ 6,024 △ 82,913
事業利益(③ - ④)⑧	62,433	94,037	896	△ 13,814	△ 1,565	△ 17,121	
事業外収益⑨	14,988	8,557	2,949	677	2,225	580	
*うち共通分⑩		8,507	2,949	677	2,224	580	△ 14,936
事業外費用⑪	2,356	1,475	511	△ 118	387	101	
*うち共通分⑫		1,475	511	117	385	101	△ 2,589
経常利益(⑧ + ⑨ - ⑪)⑬	75,065	101,119	3,334	△ 13,019	273	△ 16,642	
特別利益⑭	45	-	-	-	-	45	
*うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	0	-	-	-	-	0	
*うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益(⑬ + ⑭ - ⑯)⑲	75,110	101,119	3,334	△ 13,019	273	△ 16,597	
営農指導事業分配賦額⑲		7,990	3,275	2,188	3,144	△ 16,597	
営農指導事業分配賦後⑳	75,110	93,129	59	△ 15,207	△ 2,871		
税引前当期利益(⑲ - ⑲)							

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

#### 【注記】

##### 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

###### (1) 共通管理費等

「勘定科目の性質等に基づき、人頭割等の配賦基準を用いている。」

###### (2) 営農指導事業

「均等割+事業総利益割の平均値」

##### 2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	57.0	19.7	4.5	14.9	3.9	100.0
営農指導事業	48.1	19.7	13.2	19.0	-	100.0

上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載している。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益4,288千円、事業費用4,288千円）を除去した額を記載している。

## 6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月26日

佐賀市中央農業協同組合  
代表理事組合長 飯盛 啓次

## 7. 会計監査人の監査

2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査人の監査を受けております。

## II. 損益の状況

### 1. 直近の5事業年度における主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	493	472	474	476	517
信用事業収益	291	279	288	335	368
共済事業収益	79	76	78	62	61
農業関連事業収益	24	25	21	16	11
生活その他事業収益	98	91	86	62	75
営農指導事業収益	1	1	1	1	2
経常利益	42	29	29	72	75
当期剰余金	38	88	△93	51	57
出資金	383	394	425	513	524
(出資口数)	(382,528)	(393,966)	(425,324)	(513,038)	(523,793)
純資産額	1,583	1,678	1,528	1,660	1,723
総資産額	36,683	41,672	44,311	47,016	47,136
貯金等残高	34,687	39,592	42,382	45,117	45,068
貸出金残高	11,214	11,958	12,832	14,125	15,133
剰余金配当金額	6	6	4	7	7
出資配当の額	4	4	4	5	5
事業利用分量配当の額	2	2	—	2	2
職員員数	37	32	34	36	40
単体自己資本比率	10.49	10.80	10.14	10.57	10.68

### 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	254	294	41
役務取引等収支	3	2	△1
その他信用事業収支	7	△19	△26
信用事業粗利益	256	296	40
(信用事業粗利益率)	(0.51)	(0.59)	(0.08)
事業粗利益	364	417	53
(事業粗利益率)	(0.70)	(0.79)	(0.09)
事業純益	55	92	37
実質事業純益	55	92	37
コア事業純益	55	92	37
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	55	92	37

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	49,862	286	0.57	50,220	327	0.65
うち預金	36,554	139	0.38	35,749	169	0.47
うち貸出金	13,308	147	1.10	14,471	158	1.09
資金調達勘定	50,179	33	0.07	50,461	32	0.06
うち貯金・定期積金	50,116	32	0.06	50,433	32	0.06
うち借入金	63	1	0.92	28	0	0.89
総資金利ざや			0.32			0.39

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの貯蓄増強奨励金が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和4年度 増減額	令和5年度 増減額
受取利息	30	40
うち預金	26	30
うち貸出金	5	10
支払利息	10	0
うち貯金・定期積金	9	1
うち借入金	0	▲0
差引	21	40

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの貯蓄増強奨励金が含まれています。

### III. 事業の概況

#### 1 信用事業実績

##### (1) 貯金に関する指標

###### ① 科目別貯金平均残高

種類	令和4年度	令和5年度	増減
流動性貯金	10,732 (21.4)	11,575 (22.9)	842
定期性貯金	39,337 (78.5)	38,818 (76.9)	△519
その他貯金	38 (0.0)	33 (0.0)	△4
計	50,108 (100.0)	50,426 (100.0)	318
合計	50,108 (100.0)	50,426 (100.0)	318

(単位：百万円、%)

注1：流動性貯金＝当座貯金+普通貯金  
+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金

注2：定期性貯金＝定期貯金+定期積金

注3：( )内は構成比です。

###### ② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

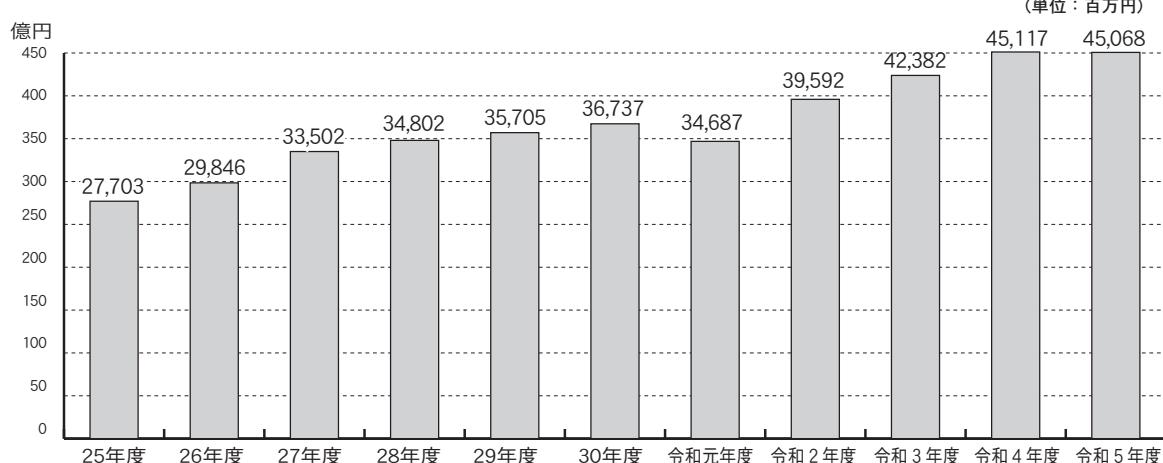
種類	令和4年度	令和5年度	増減
定期貯金	33,506 (99.1)	32,244 (99.2)	△1,261
うち固定金利定期	33,492 (99.9)	32,230 (99.9)	△1,261
うち変動金利定期	14 (0.0)	14 (0.0)	0

注1：固定金利定期……預入時に満期までの利率が確定する定期貯金

注2：変動金利定期……預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3：( )内は構成比です。

#### ■貯金残高の推移



##### (2)貸出金等に関する指標

###### ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
手形貸付	185	168	△16
証書貸付	13,068	14,246	1,177
当座貸越	59	59	0
合計	13,313	14,474	1,160

###### ②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
固定金利貸出	11,125 (78.7)	10,864 (71.7)	△260
変動金利貸出	2,939 (20.8)	4,211 (27.8)	1,272
その他	60 (0.4)	56 (0.3)	△4
合計	14,125 (100.0)	15,133 (100.0)	1,007

注1：( )内は構成比です。

注2：「その他」には当座貸越、無利息等固定及び変動の区分がないものを表示しております。

### ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
貯金・定期積金等	17	14	△3
不動産	2,545	2,701	156
その他担保物	1	0	△1
担保(計)	2,563	2,715	152
農業信用基金協会保証	6,825	7,558	733
その他保証	4,598	4,736	138
保証(計)	11,423	12,294	871
信用	139	124	△15
合計	14,125	15,133	1,007

### ④ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
近代化	- (-)	- (-)	-
その他制度資金	- (-)	- (-)	-
農業設備	37 ( 0.2)	43 ( 0.2)	1
農業運転	12 ( 0.0)	7 ( 0.0)	△6
事業設備	2,061 ( 14.5)	2,288 ( 14.5)	117
事業運転	1,202 ( 8.5)	1,082 ( 8.5)	△246
住宅関連	10,158 ( 71.9)	10,982 ( 71.9)	1,385
生活関連	628 ( 4.4)	705 ( 4.4)	47
その他の	23 ( 0.1)	22 ( 0.1)	△6
合計	14,125 (100.0)	15,133 (100.0)	1,293

注：( )内は構成比です。

### ⑤ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
農業	649 ( 4.5)	579 ( 3.8)	△69
林業	14 ( 0.1)	13 ( 0.0)	0
水産業	26 ( 0.1)	29 ( 0.1)	3
製造業	1,305 ( 9.2)	1,430 ( 9.4)	124
建設・不動産業	1,730 ( 12.1)	2,000 ( 13.1)	269
電気・ガス・熱供給・水道業	210 ( 1.4)	202 ( 1.3)	△7
輸送・通信業	745 ( 5.2)	744 ( 4.9)	0
金融・保険業	389 ( 2.7)	450 ( 2.9)	61
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,751 ( 33.5)	5,082 ( 33.5)	331
地方公共団体	1,040 ( 7.3)	927 ( 6.1)	△113
その他の	3,261 ( 23.0)	3,669 ( 24.2)	407
合計	14,125 (100.0)	15,133 (100.0)	1,007

注：( )内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

### ⑥ 主要な農業関係の貸出金残高

#### 1) 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
農業	44	47	3
穀作	34	40	6
野菜・園芸	10	7	△3
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・鶏卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	—	—	—
農業関連団体等	—	—	—
合計	44	47	3

(注)

1: 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前頁⑤の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2: 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3: 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

## 2) 資金種類別

### 〔貸出金〕

種類	令和4年度	令和5年度	増減
プロパー資金	44	47	3
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
合計	44	47	3

(注)

1:プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2:農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

### 〔受託貸付金〕

種類	令和4年度	令和5年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注)

日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額		
		担保・保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
危険債権	令和4年度	177	177	177
	令和5年度	170	170	170
要管理債権	令和4年度	78	64	64
	令和5年度	75	62	63
三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	78	64	64
	令和5年度	75	62	63
小計	令和4年度	254	240	241
	令和5年度	245	233	233
正常債権	令和4年度	13,925		
	令和5年度	14,951		
合計	令和4年度	14,180		
	令和5年度	15,195		

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ⑧ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度				令和5年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1	—	1	1	1	1	—	1	1
個別貸倒引当金	66	—	50	16	—	—	—	—	—	—
合計	67	1	50	17	1	1	1	—	1	1

## ⑨ 貸出金償却の額

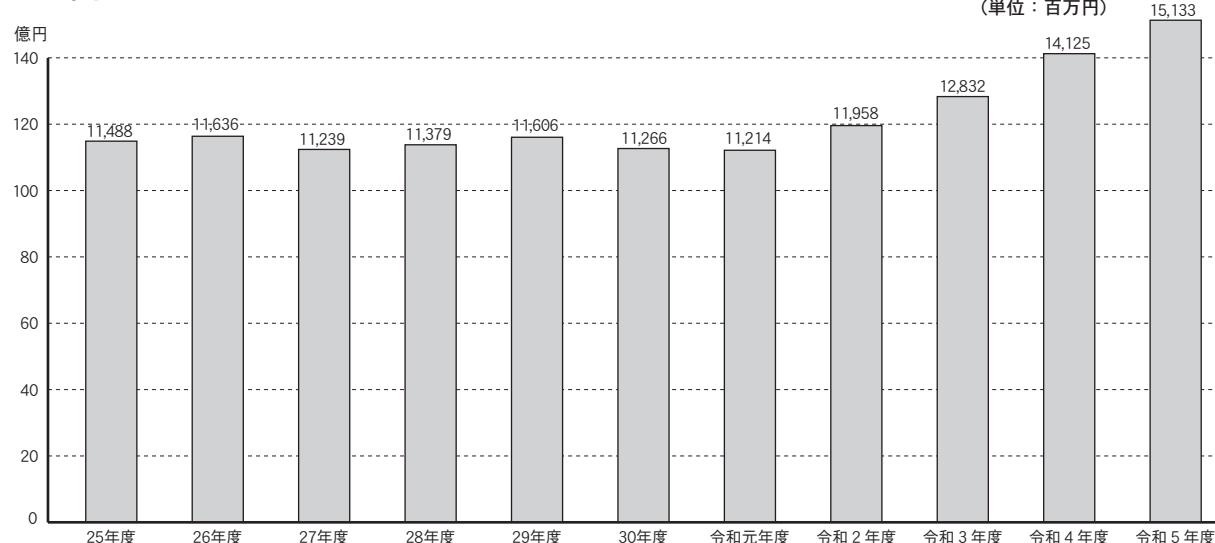
(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	—	—

## ⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

### ■貸出金残高の推移



### (3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類	令和4年度		令和5年度		
	仕向	被仕向	仕向	被仕向	
送金・振込為替	件数	5,479	35,861	5,479	36,018
	金額	56,397	59,331	60,370	62,169
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雜為替	件数	39	233	48	251
	金額	15	358	14	274
合計	件数	5,518	36,094	5,527	36,269
	金額	56,412	59,689	60,384	62,443

### (4) 有価証券に関する指標

- ① 種類別有価証券平均残高 ..... 該当する取引はありません。
- ② 商品有価証券種類別平均残高 ..... 該当する取引はありません。
- ③ 有価証券残存期間別残高 ..... 該当する取引はありません。

### (5) 有価証券等の時価情報等

- ① 有価証券の時価情報等 ..... 該当する取引はありません。
- ② 金銭の信託の時価情報等 ..... 該当する取引はありません。
- ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引..... 該当する取引はありません。

### (6) 預かり資産の状況

#### ①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和5年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	5,117	6,795

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。  
令和4年10月より投資信託の取扱いを開始しています。

#### ②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

種類	令和4年度	令和5年度
残高有り投資信託口座数	2	12

## 2 共済事業実績

### (1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
終身共済	1,214	8,745,518	1,240	8,244,634
定期生命共済	37	242,000	52	419,000
養老生命共済	798	3,115,253	645	2,380,925
うちこども共済	499	1,582,500	476	1,431,600
医療共済	858	247,300	867	240,800
がん共済	73	25,000	72	23,000
定期医療共済	48	178,100	47	177,600
介護共済	171	355,835	187	371,335
認知症共済	4		5	
生活障害共済	21		31	
特定重度疾病共済	115		121	
年金共済	831	5,000	804	-
建物更生共済	1,487	17,084,610	1,454	16,736,540
合計	5,657	29,998,617	5,525	28,593,835

(注)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

### (2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済		2,636		2,384
	858	63,460	867	71,140
がん共済	73	535	72	520
定期医療共済	48	258	47	253
合計	979	3,429	986	3,157
		63,460		71,140

(注)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

### (3) 介護系その他の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	171	402,968	187	428,300
認知症共済	4	4,000	5	6,000
生活障害共済（一時金型）	19	55,500	29	79,500
生活障害共済（定期年金型）	2	2,000	2	2,000
特定重度疾病共済	115	100,300	121	104,600

(注)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種類	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	695	392,585	666	372,179
年金開始後	136	68,958	138	68,001
合計	831	461,543	804	440,181

(注)

金額は、年金年額を記載しています。

## (5) 短期共済新契約高

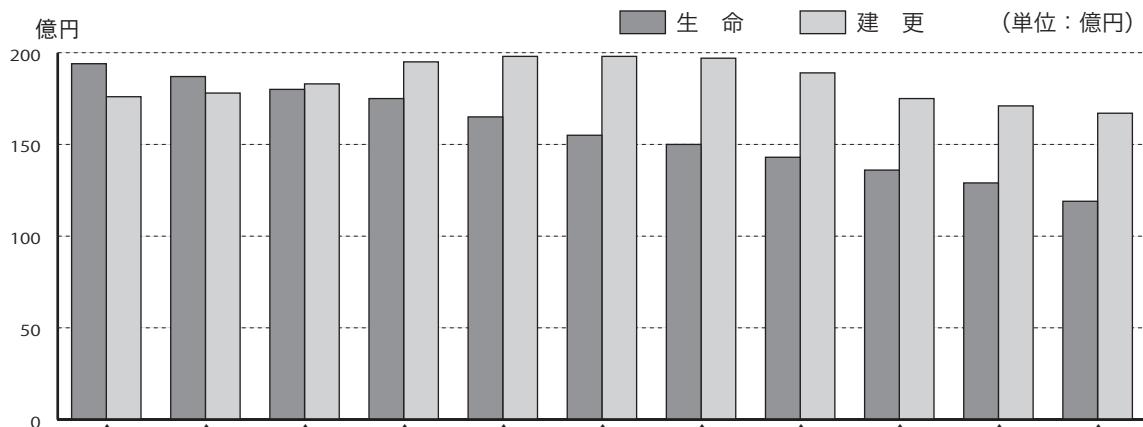
(単位：件、千円)

種類	令和4年度			令和5年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	136	1,677,740	2,157	163	1,905,740	4,091
自動車共済	1,129		68,943	1,166		70,536
傷害共済	171	483,500	512	163	485,000	480
賠償責任共済	33		127	27		99
自賠責共済	763		14,616	808		13,781
合計	2,232		86,356	2,327		88,989

(注)

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

## ■共済保有高の推移



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生命	194	187	180	175	165	155	150	143	136	129	119
建更	176	178	183	195	198	198	197	189	175	171	167

## 3 農業・生活その他事業取扱実績

### (1) 購買品取扱実績

#### ① 受託購買品 取扱実績なし

#### ② 買取購買品

(単位：千円)

種類	令和4年度	令和5年度	(単位：千円)	
			供給高	供給高
生産資材	肥料	8,293	7,759	
	農薬	8,002	8,294	
	農業機械	2,515	521	
	その他	6,861	3,643	
	小計	25,672	20,217	
生活資材	食品 米	8,237	9,103	
	一般食品	1,718	1,597	
	食材	3,196	2,728	
	その他	361	360	
	小計	13,512	13,788	
燃料自動車資材	自動車	5,236	7,647	
	小計	5,236	7,647	
合計	44,420	41,652		

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

### (2) 販売品取扱実績

#### ① 受託販売品

(単位：千円)

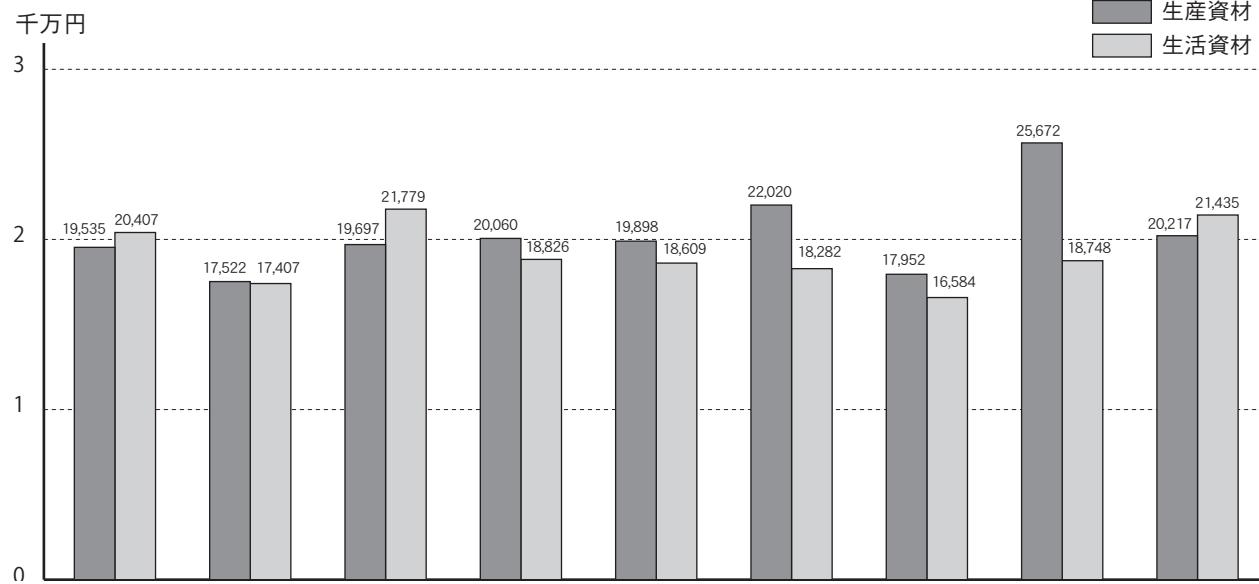
種類	令和4年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
米・麦	米	14,542
	麦	6,783
	小計	21,325
特産	大豆	627
	合計	21,952
		24,194

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

#### ② 買取販売品 取扱実績なし

## ■購買品供給高の推移

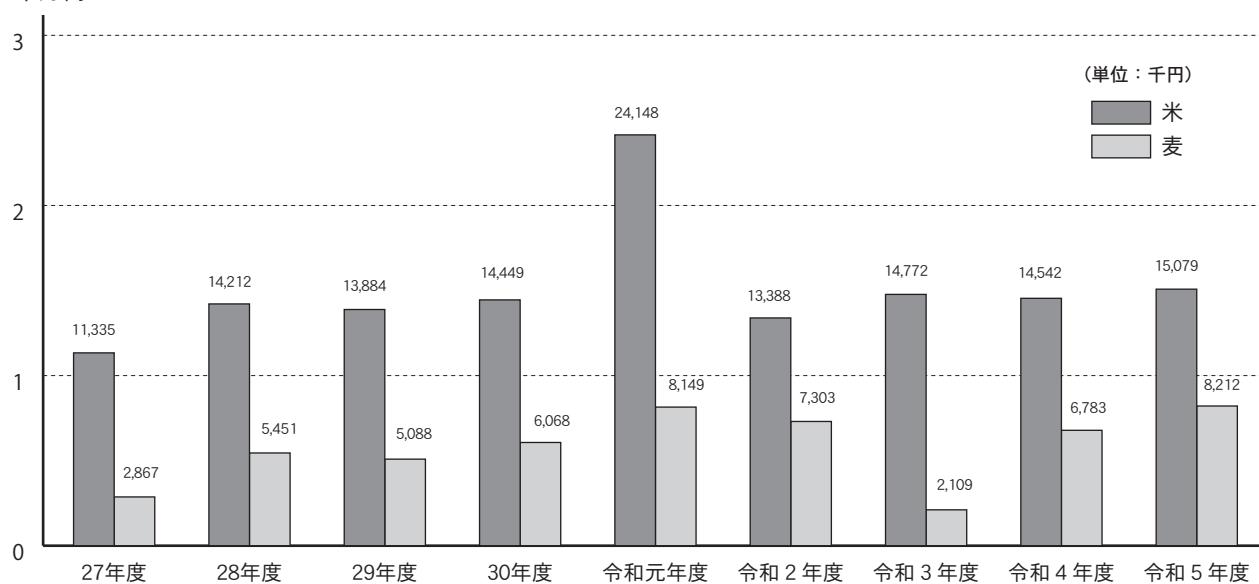
(単位：千円)



## ■販売品販売高の推移

千万円

(単位：千円)



### (3) 保管事業実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収益	保管料	1,069	1,093
	保管雑収入	188	260
	計	1,257	1,353
費用	保管雑費	804	677
	計	804	677
差引		454	676

### (4) 指導事業実績

(単位：千円)

項目		令和4年度	令和5年度
収入	賦課金収入	196	197
	実費収入	543	1,487
	その他指導収益	310	497
	計	1,049	2,181
	支出し		
支出	農産指導費	512	846
	畜産指導費	5	5
	生活指導費	832	793
	組織育成費	2,203	2,947
	教育・農政費	491	456
	計	4,042	5,047
	差引	△ 2,993	△ 2,866

## 4 宅地等供給事業実績

項目		令和4年度	令和5年度
収益	宅地等賃貸料	40,241	50,480
	計	40,241	50,480
費用	宅地等供給雑費	4,151	4,126
	計	4,151	4,126
差引		36,090	46,354

## 5 資産管理事業実績

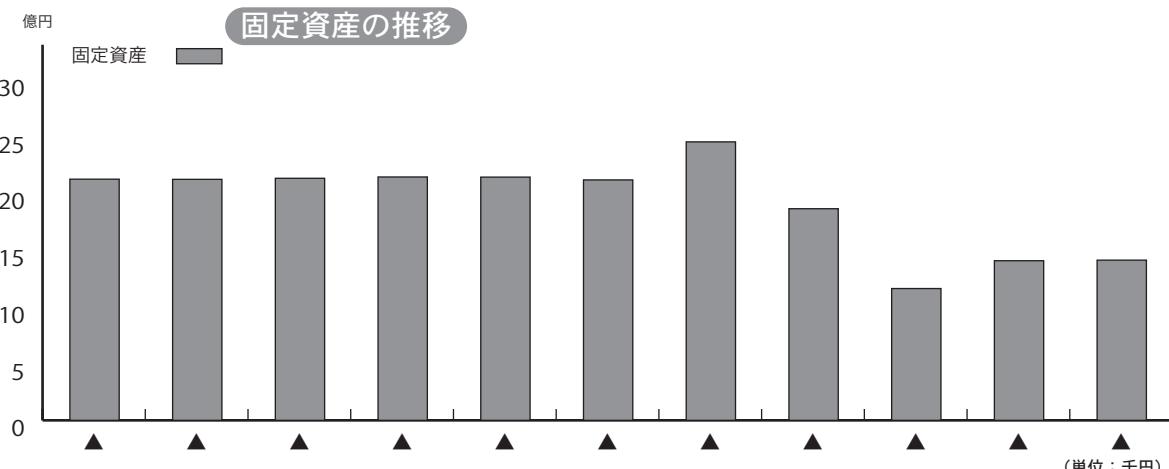
項目		令和4年度	令和5年度
収益	資産管理事業	2,836	2,836
	計	2,836	2,836
費用	資産管理事業	61	39
	計	61	39
差引		2,776	2,797

## 固定資産

		令和4年度	令和5年度
建物		132,976	126,166
構築物		2,693	2,476
機械装置		2,494	4,045
車両運搬具		276	1,222
器具備品		24,295	21,455
土地		1,006,655	1,007,446
無形固定資産		1,276	1,167
合計		1,170,667	1,163,978

(単位：千円)

\*固定資産の残高は、帳簿価格です。



## 外部出資

出資先		令和4年度	令和5年度
出資先		令和4年度	令和5年度
系統	統外	632,545	632,545
系統外		75,800	75,800
子会社等出資		55,000	55,000
合計		763,345	763,345

(単位：千円)

## IV. 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位: %)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.14	0.14	0.00
資本経常利益率	4.64	4.49	△ 0.15
総資産当期純利益率	0.10	0.11	0.01
資本当期純利益率	3.29	3.39	0.10

(注)

1. 総資産経常利益率=経常利益／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高 × 100

2. 資本経常利益率=経常利益／純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率

=当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高 × 100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区分		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期末	31.31	33.58	2.27
	期中平均	26.56	28.69	2.14
貯証率	期末	—	—	—
	期中平均	—	—	—

(注)

1. 貯貸率(期末)=貸出金残高／貯金残高 × 100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高／貯金平均残高 × 100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高／貯金残高 × 100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高／貯金平均残高 × 100

### 3. 職員一人当たり指標

(単位: 百万円)

項目		令和4年度	令和5年度
信用事業	貯金残高	1,253	1,127
	貸出金残高	392	378
共済事業	長期共済保有高	833	715
経済事業	購買品取扱高	1	1
	販売品取扱高	0.6	0.6

(注)開示指標は全職員数を基礎としています。

### 4. 一店舗当たり指標

(単位: 百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
貯金残高	45,117	45,068
貸出金残高	14,125	15,133
長期共済保有高	29,999	28,594
購買品供給高	44	42

(注)開示指標は、一店舗で算出しています。

### 5. その他経営諸指標

(単位: 百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
一職員当たり出資金残高	14	13
一店舗当たり出資金残高	513	524

※開示指標は全職員数を対象とし、店舗数は一店舗で算出しています。

# V. 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,544	1,606
うち、出資金及び資本準備金の額	513	524
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,041	1,091
うち、外部流出予定額（△）	△7	△7
うち、上記以外に該当するものの額	△4	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	7	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,551	1,607
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本	—	—
自己資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	1,551	1,607
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	13,966	14,311
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	152	—
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	152	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	703	732
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	14,669	15,042
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(二))	10.57%	10.68%

(注) 1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2.当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3.当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%	エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%
現金	81	—	—	40	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,040	—	—	929	—	—
外国の中央政府当以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,739	6,148	246	29,873	5,975	239
法人等向け	5	5	0	6	5	0
中小企業向け及び個人向け	533	277	11	652	326	13
抵当権付住宅ローン	2,494	820	33	2,316	762	30
不動産取得等事業向け	1,152	1,149	46	1,499	1,496	60
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	6	1	0	16	3	0
信用保証協会等保証付	6,830	682	27	7,563	755	30
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	147	147	6	147	147	6
(うち出資等のエクspoージャー)	147	147	6	147	147	6
(うち重要な出資のエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	3,830	4,585	183	3,987	4,842	194
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクspoージャー)	617	1,542	62	617	1,542	62
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	47	118	5
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクspoージャー)	3,124	3,044	122	3,324	3,183	127
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーフ方針)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	—	152	6	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクspoージャー別計	46,857	13,966	559	47,027	14,311	572
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	46,857	13,966	559	47,027	14,311	572
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額b=a×4%	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a	所要自己資本額b=a×4%		
所要自己資本額計	703	28	732	29		
	リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計a	所要自己資本額b=a×4%		
	14,669	587	15,042	602		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスボージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセット額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、その他の資産(固定資産等)が含まれています。
7. 当JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーションナル・リスク相当額8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスボージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスボージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスボージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスボージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区分		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクspo-ジヤーの残高		うち	うち	三ヵ月以上延滞エクspo-ジヤーの残高	うち	うち	三ヵ月以上延滞エクspo-ジヤーの残高
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	262	262	—	—	369	369	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	30,739	—	—	—	29,873	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,040	1,040	—	—	929	929	—	—
	上記以外	926	157	—	—	154	154	—	—
個人		12,673	12,673	—	—	13,691	13,691	—	—
その他		1,216	—	—	—	1,231	—	—	—
業種別残高計		46,857	14,133	—	—	46,247	15,144	—	—
期限	1年以下	30,413	223	—	—	29,503	130	—	—
	1年超3年以下	703	153	—	—	326	326	—	—
	3年超5年以下	479	479	—	—	279	279	—	—
	5年超7年以下	363	363	—	—	530	530	—	—
	7年超10年以下	1,060	1,060	—	—	1,114	1,114	—	—
	10年超	11,688	11,688	—	—	12,634	12,634	—	—
	期限の定めのないもの	2,152	167	—	—	2,642	132	—	—
残存期間別残高計		46,857	14,133	—	—	47,027	15,144	—	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクspo-ジヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspo-ジヤーに該当するもの、証券化エクspo-ジヤーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「三ヵ月以上延滞エクspo-ジヤー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞しているエクspo-ジヤーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度				令和5年度				
	期首	期中	期中減少額	期末	期首	期中	期中減少額	期末	
			目的使用	その他			增加額	目的使用	その他
一般貸倒引当金	1	1	—	1	1	1	—	1	1
個別貸倒引当金	66	—	50	16	—	—	—	—	—

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度						令和5年度					
	期首 残高	期中 增加額	目的 使用	その他	期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	目的 使用	その他	期末 残高	貸出金 償却
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	業種別計	66	—	50	16	—	—	—	—	—	—	—

(注)

- 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度			令和5年度		
	格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	1,211	1,211	—	1,051
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	6,876	6,876	—	7,599
	リスク・ウェイト20%	—	31,323	31,323	—	30,505
	リスク・ウェイト35%	—	2,195	2,195	—	2,036
	リスク・ウェイト50%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト75%	—	330	330	—	374
	リスク・ウェイト100%	—	4,456	4,456	—	4,797
	リスク・ウェイト150%	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト250%	—	617	617	—	664	664
	その他の	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
計	—	47,009	47,009	—	47,027	47,027

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセツトを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るものの、信用リスク削減手法として用いられる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	5	153	12	235
抵当権住宅ローン	—	280	—	266
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三ヵ月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
その他	—	206	—	167
合計	5	639	12	668

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「その他」には、現金及び上記以外の資産（固定資産等）が含まれます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	763	763	763	763
合計	763	763	763	763

(注)

「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

	令和4年度	令和5年度
ルックスルーウェイトを適用するエクspoージャー	—	—
マンデートウェイトを適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性ウェイト(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性ウェイト(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバックウェイト(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度  
毎四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量( $\Delta$ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステーਪ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.50年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、主に貸出金に占める変動金利の残高が増加したことによるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

#### ◇ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

#### ② 金利リスクに関する事項

項目番号	IRRBB 1 : 金利リスク	$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	293	215	66	67
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステーپ化	195	141		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	57	46		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	293	215	66	67
		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額		1,551		1,607

## VI. 連結情報

### 1. グループの概況

#### (1) グループの事業系統図

佐賀市中央農業協同組合のグループは、当組合、子会社1社で構成されています。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

(令和6年3月末現在)



#### (2) 子会社の状況

単位：千円、% (令和6年3月31日現在)

名 称	事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金	当JAの 議決権比率	当JA及び他の子会 社等の議決権比率
佐賀中央宅建 株式会社	佐賀市神野東 4-3-13	宅地建物 取引業	昭和49年 4月30日	55,000	100.0	100.0

#### (3) 連結事業概況

##### ◇連結事業の概況（令和5年度）

###### ①事業の概況

令和5年度の当JAの連結決算は、子会社1社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益131百万円、連結当期剰余金90百万円、連結純資産1,921百万円、連結総資産47,285百万円で、連結自己資本比率は11.65%となりました。

###### ②連結子会社等の事業概況

###### 佐賀中央宅建株式会社

令和5年度は、土地・建物の仲介手数料・斡旋手数料等が大幅に増加したため、売上高は97,468千円となりました。これにより当期純利益は35,041千円となりました。

#### (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連 結 経 常 収 益	521	500	499	511	614
信 用 事 業 収 益	287	276	285	335	368
共 濟 事 業 収 益	79	76	78	62	61
農 業 関 連 事 業 収 益	24	25	21	16	11
生 活 そ の 他 事 業 収 益	130	122	115	97	172
營 農 指 導 事 業 収 益	1	1	1	1	2
連 結 経 常 利 益	53	41	41	79	131
連 結 当 期 剰 余 金	44	101	△ 83	56	90
連 結 純 資 産 額	1,726	1,833	1,692	1,716	1,921
連 結 総 資 産 額	36,814	41,817	44,470	47,161	47,285
連 結 自 資 本 比 率(%)	11.13	11.46	10.87	11.45	11.65

(注)

「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
1. 信用事業資産	44,951,118	45,076,601
(1) 現金及び預金	30,818,005	29,910,280
(2) 貸出金	14,106,317	15,114,885
(3) その他の信用事業資産	27,814	52,608
(4) 貸倒引当金	△ 1,019	△ 1,171
2. 共済事業資産	152	115
その他の共済事業資産	152	115
3. 経済事業資産	38,715	33,240
(1) 受取手形及び経済事業未収金	22,085	16,454
(2) 棚卸資産	4,925	3,643
(3) その他の経済事業資産	11,705	13,144
(4) 貸倒引当金	△ 0	△ 1
4. 雑資産	69,734	83,596
5. 固定資産	1,385,481	1,378,172
(1) 有形固定資産	1,384,107	1,376,986
建物	336,596	336,596
機械装置	7,062	9,886
土地	1,220,289	1,221,080
その他の有形固定資産	72,895	74,577
減価償却累計額	△ 252,734	△ 265,154
(2) 無形固定資産	1,374	1,187
6. 外部出資	708,345	708,345
7. 繰延税金資産	7,558	5,107
資産の部合計	47,161,103	47,285,177

負債の部・純資産の部	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
1. 信用事業負債	45,128,219	45,113,179
(1) 賢金	45,084,792	44,979,828
(2) その他の信用事業負債	43,427	133,351
2. 共済事業負債	54,892	42,461
(1) 共済資金	30,750	20,067
(2) その他の共済事業負債	24,143	22,394
3. 経済事業負債	17,616	16,564
(1) 支払手形及び経済事業未払金	6,191	3,700
(2) その他の経済事業負債	11,425	12,864
4. 雑負債	40,785	103,046
5. 諸引当金	51,459	46,531
(1) 賞与引当金	9,401	9,518
(2) 退職給付引当金	9,511	3,702
(3) 役員退職慰労引当金	32,547	33,311
6. 再評価に係る繰延税金負債	41,924	41,924
負債の部合計	45,334,894	45,363,704
1. 組合員資本	1,716,235	1,811,499
(1) 出資金	510,038	520,793
(2) 資本準備金	322	322
(3) 利益剰余金	1,209,657	1,292,245
(4) 処分未済持分	△ 3,781	△ 1,861
2. 評価・換算差額等	109,974	109,974
土地再評価差額金	109,974	109,974
純資産の部合計	1,826,209	1,921,473
負債及び純資産の部合計	47,161,103	47,285,177

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
<b>1. 事業総利益</b>	399,026	482,991
(1) 信用事業収益	334,842	367,887
資金運用収益	286,331	326,779
(うち預金利息)	( 139,384)	( 169,327)
(うち貸出金利息)	( 146,946)	( 157,452)
(うちその他受入利息)	( 0)	( 0)
役務取引等収益	10,373	9,626
その他経常収益	38,138	31,482
(2) 信用事業費用	72,028	91,229
資金調達費用	33,147	32,973
(うち貯金利息)	( 31,898)	( 32,482)
(うち給付補填備金繰入)	( 47)	( 23)
(うち借入金利息)	( 548)	( 245)
(うちその他支払利息)	( 654)	( 276)
役務取引等費用	7,819	7,843
その他経常費用	31,062	50,413
(うち貸倒引当金繰入額)	( 0)	( 152)
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 15,909)	( 0)
<b>信用事業総利益</b>	262,814	276,658
(3) 共済事業収益	62,490	61,257
共済付加収入	58,949	58,532
その他の収益	3,541	2,725
(4) 共済事業費用	4,849	5,158
共済推進費	1,705	1,813
その他の費用	3,143	3,345
<b>共済事業総利益</b>	57,641	56,099
(5) 購買事業収益	32,334	29,686
購買品供給高	31,394	28,799
購買手数料	496	367
その他の収益	444	520
(6) 購買事業費用	26,101	24,261
購買品供給原価	26,090	24,055
その他の費用	11	206
<b>購買事業総利益</b>	6,233	5,425
(7) 販売事業収益	1,706	1,802
販売手数料	1,649	1,756
その他の収益	57	46
(8) 販売事業費用	133	129
その他の費用	133	129
<b>販売事業総利益</b>	1,573	1,673
(9) その他事業収益	79,893	153,118
(10) その他事業費用	9,127	9,983
<b>その他事業総利益</b>	70,766	143,136
<b>2. 事業管理費</b>	327,393	362,007
(1) 人件費	226,655	243,767
(2) その他事業管理費	100,738	118,240
<b>事業利益</b>	71,634	120,984
<b>3. 事業外収益</b>	13,277	12,311
(1) 受取雑利息	0	1
(2) 受取出資配当金	7,471	7,472
(3) その他の事業外収益	5,806	4,839
<b>4. 事業外費用</b>	5,525	2,356
その他の事業外費用	5,525	2,356
<b>経常利益</b>	79,386	130,939
<b>5. 特別利益</b>	—	45
(1) 固定資産処分益	—	45
<b>6. 特別損失</b>	—	0
(1) 固定資産処分損	—	0
<b>税金等調整前当期利益</b>	79,386	130,984
法人税、住民税及び事業税	13,896	38,576
法人税等調整額	9,327	2,451
法人税等合計	23,223	41,027
当期利益	56,163	89,958
<b>当期剩余金</b>	56,163	89,958

## (7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	79,386	130,984
減価償却費	14,460	14,236
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 65,656	152
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 103	117
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	10,933	△ 5,045
その他非資金損益項目の調整額	△ 800	2,546
信用事業資金運用収益	△ 286,331	△ 326,779
信用事業資金調達費用	33,147	32,973
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 7,471	△ 7,472
固定資産売却損益（△は益）	—	△ 45
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増（△）減	△ 1,506,450	△ 1,008,568
預金の純増（△）減	△ 2,500,000	1,200,000
貯金の純増減（△）	2,720,512	△ 104,965
その他信用事業資産の純増（△）減	△ 1,180	△ 21,814
その他信用事業負債の純増減（△）	△ 24,675	87,993
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減（△）	9,333	△ 10,682
その他共済事業資産の純増（△）減	△ 48	37
その他共済事業負債の純増減（△）	△ 1,793	△ 1,748
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	47,521	5,631
経済受託債権の純増（△）減	△ 1,195	△ 1,439
棚卸資産の純増（△）減	△ 450	1,252
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	2,361	△ 2,492
経済受託債務の純増減（△）	1,645	1,439
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増（△）減	531,929	△ 13,831
その他負債の純増減（△）	31	35,804
信用事業資金運用による収入	285,763	323,449
信用事業資金調達による支出	△ 27,737	△ 30,690
事業分量配当金の支払額	—	△ 2,019
小 計	△ 686,868	299,023
雑利息及び出資配当金の受取額	7,471	7,472
法人税等の支払額	△ 68,966	△ 12,118
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 748,363	294,377
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 245,258	△ 6,927
固定資産の売却による収入	168,874	△ 574
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 76,384	△ 7,502
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 111,422	—
出資の増額による収入	98,884	32,560
出資の払戻しによる支出	△ 11,170	△ 21,805
持分の取得による支出	△ 3,782	△ 1,863
持分の譲渡による収入	804	3,783
出資配当金の支払額	△ 7,122	△ 7,276
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,805	5,399
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	△ 858,555	292,274
6 現金及び現金同等物の期首残高	1,030,560	172,005
7 現金及び現金同等物の期末残高	172,005	464,280

## (8) 連結注記表

### 令和4年度

- 第1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
1. 連結の範囲に関する事項  
連結される子会社・子法人等 … 1社  
佐賀中央宅建株式会社
2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項  
連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。  
連結される子会社等の決算日は次のとおり。  
3月末日 1社
3. のれんの償却方法及び償却期間  
該当事項はない。
4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。
5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲  
(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。  
(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係
- |           |                |
|-----------|----------------|
| 現金及び預金勘定  | 30,818,005千円   |
| 定期性預金     | △ 30,646,000千円 |
| 現金及び現金同等物 | 172,005千円      |

### 第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法  
(1) 子会社株式：移動平均法による原価法  
(2) その他有価証券  
市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
購買品  
① 数量管理品：米（販売用）・農薬・その他の生産資材  
…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産  
定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。  
なお、主な耐用年数は以下のとおり。  
建物 10年～39年  
工具・器具備品 10年～15年
- (2) 無形固定資産  
定額法を採用している。
4. 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

### 令和5年度

- 第1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
1. 連結の範囲に関する事項  
連結される子会社・子法人等 … 1社  
佐賀中央宅建株式会社
2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項  
連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致している。  
連結される子会社等の決算日は次のとおり。  
3月末日 1社
3. のれんの償却方法及び償却期間  
該当事項はない。
4. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成している。
5. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲  
(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっている。  
(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係
- |           |                |
|-----------|----------------|
| 現金及び預金勘定  | 29,910,280千円   |
| 定期性預金     | △ 29,446,000千円 |
| 現金及び現金同等物 | 464,280千円      |

### 第2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法  
(1) 子会社株式：移動平均法による原価法  
(2) その他有価証券  
市場価格のない株式等：移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
購買品  
① 数量管理品：米（販売用）・農薬・その他の生産資材  
…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。  
なお、主な耐用年数は以下のとおり。  
建物 10年～39年  
工具・器具備品 10年～15年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用している。
4. 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上している。

① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

② 現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上している。

③ 上記以外の債権については、予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っている。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

#### ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

#### ④ 宅地等供給事業・資産管理事業

組合員の土地等の有効活用及び資産価値の向上に資する

① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

② 現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

③ 上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、今後1年間又は今後3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務管理部企画管理課及び金融共済部融資課が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査している。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりである。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

#### ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識している。

#### ④ 宅地等供給事業・資産管理事業

賃貸借契約に基づき、当事業年度の期間に対応する賃料

ための事業であり、当組合は賃貸借契約に基づき、該当資産を賃貸する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、契約に基づく期間に応じて充足されることから、当事業年度に対応する賃料収入を収益として認識している。

##### ⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

#### 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

#### 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

#### 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

##### (2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等）及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

##### (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

#### 第3. 会計上の見積りに関する注記

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産7,558千円（繰延税金負債との相殺前）

###### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っている。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重

を収益として認識している。

##### ⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っている。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識している。

#### 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。固定資産に係る控除対象外消費税等は、1物件あたりの当該消費税額等が20万円以上の場合は繰延消費税に計上し5年間で均等償却しており、20万円未満の場合は当年度の費用に計上している。

#### 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

#### 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。

ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

##### (2) 米の共同計算

当組合は、生産者が生産した米を無条件委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っている。

そのため、最終精算までは、販売代金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金及び仮渡金の支払額や販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上している。

年産・品目ごとに共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、仮渡金、倉庫保管料、運搬費等）及び当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に払った時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っている。

##### (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示している。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示している。

#### 第3. 会計上の見積りに関する注記

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産5,107千円（繰延税金負債との相殺前）

###### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っている。

課税所得の見積額については、令和6年3月に作成した将来業績予測表を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っている。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額

要な影響を与える可能性がある。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

## 2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 なし

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

に重要な影響を与える可能性がある。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

## 2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 なし

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュフローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画以降の将来キャッシュフローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

## 3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金

1,020千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ① 算定方法

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。

### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

### ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

## 3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金

1,172千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### ① 算定方法

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載している。

### ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」である。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定している。

### ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

## 第4. 貸借対照表に関する注記

### 1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構築物	2,905千円

### 2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金 1,200,000千円

### 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 18,899千円  
子会社等に対する金銭債務の総額 32,087千円

### 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 197,441千円  
理事、監事に対する金銭債務の総額 開示すべき債務はなし

## 第4. 貸借対照表に関する注記

### 1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は363,535千円であり、その内訳は次のとおりである。

建物	277,086千円
建物附属設備	83,544千円
構築物	2,905千円

### 2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済保証金の担保に供している。

定期預金 1,200,000千円

### 3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 17,676千円  
子会社等に対する金銭債務の総額 87,744千円

### 4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 72,803千円  
理事、監事に対する金銭債務の総額 開示すべき債務はなし

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区分	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	176,751
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	77,565
合計額	254,315

(注)上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
- (3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- (1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 15,114千円

(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出した。

第5. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	1,547千円
うち事業取引高	347千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	170,598千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	170,598千円

第6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額並びにその合計額

(単位：千円)

区分	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	170,083
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	74,571
合計額	244,655

(注)上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権である。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）である。
- (3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものである。
- (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3月以上延滞債権に該当しないものである。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

- (1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 15,114千円

(3) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出した。

第5. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	1,475千円
うち事業取引高	275千円
うち事業取引以外の取引高	1,200千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1千円
うち事業取引高	1千円
うち事業取引以外の取引高	－千円

第6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされている。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定（理事会）』、『執行（金融共済部）』、『結果の監視（総務管理部）』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っていいる。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

##### （市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.29%上昇したものと想定した場合には、経済価値が77,026千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行案件についても含めて計算している。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なるこ

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っている。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされている。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、経営戦略の『意思決定（理事会）』、『執行（金融共済部）』、『結果の監視（総務管理部）』の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制しあう体制を構築しており、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、2次審査部署を設置し、与信審査を行っている。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っている。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っていいる。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むとともに、毎月、債権管理委員会を理事会と同時に開催している。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

##### （市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品である。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金である。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.37%上昇したものと想定した場合には、経済価値が70,699千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なるこ

ともある。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）を当事業年度から適用している。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、借入金は令和4年4月に全額繰上償還予定であり、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため、これらは時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	30,736,728	30,734,889	△1,839
貸 出 金	14,106,317		
貸 倒 引 当 金 (*1)	△1,019		
貸 倒 引 当 金 控 除 後	14,105,298	14,410,055	304,757
資 産 計	44,842,026	45,144,944	302,918
貯 金	45,084,792	45,094,751	9,959
負 債 計	45,084,792	45,094,751	9,959

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

##### ① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

##### ② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

#### 【負債】

##### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

##### (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	708,345
合 計	708,345

ともある。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載している。また、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預 金	29,870,367	29,853,589	△16,778
貸 出 金	15,114,885		
貸 倒 引 当 金 (*1)	△1,171		
貸 倒 引 当 金 控 除 後	15,113,714	15,340,428	226,714
資 産 計	44,984,081	45,194,017	209,936
貯 金	44,979,828	44,954,231	△25,597
負 債 計	44,979,828	44,954,231	△25,597

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除している。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

##### ① 預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっている。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

##### ② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

#### 【負債】

##### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

##### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていない。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	708,345
合 計	708,345

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	30,736,728	-	-	-	-	-
貸 出 金（*1）	1,028,676	817,370	809,155	771,023	706,313	9,973,780
経済事業未収金	9,567	-	-	-	-	-
合 計	31,774,971	817,370	809,155	771,023	706,313	9,973,780

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越60,680千円については「1年以内」に含めている。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	41,804,463	1,444,506	519,351	674,268	637,713	4,490
合 計	41,804,463	1,444,506	519,351	674,268	637,713	4,490

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

## 第7. 有価証券に関する注記

### 1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

## 第8. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合を支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項目	金額
期首における退職給付引当金	5,524
退職給付費用	7,731
退職給付の支払額	-
確定給付型年金制度への拠出金	△3,744
期末における退職給付引当金	9,511

#### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項目	金額
退職給付債務	120,151
確定給付型年金制度	110,640
退職給付引当金	9,511

#### (4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項目	金額
簡便法で計算した退職給付費用	7,731

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,624千円を含めて計上している。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	29,870,367	-	-	-	-	-
貸 出 金（*1）	1,056,153	883,249	842,253	777,854	747,007	10,808,368
経済事業未収金	7,171	-	-	-	-	-
合 計	30,933,691	883,249	842,253	777,854	747,007	10,808,368

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越56,125千円については「1年以内」に含めている。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	41,065,499	525,993	2,079,468	622,713	683,129	3,027
合 計	41,065,499	525,993	2,079,468	622,713	683,129	3,027

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

## 第7. 有価証券に関する注記

### 1. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はない。

## 第8. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付に係る注記

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しており、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用している。

なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合を支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用している。

#### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項目	金額
期首における退職給付引当金	9,511
退職給付費用	10,268
退職給付の支払額	△11,720
確定給付型年金制度への拠出金	△4,357
期末における退職給付引当金	3,702

#### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項目	金額
退職給付債務	109,882
確定給付型年金制度	106,180
退職給付引当金	3,702

#### (4) 退職給付に関する損益

(単位：千円)

項目	金額
簡便法で計算した退職給付費用	10,268

### 2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,721千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、22,890千円となっている。

#### 第9. 税効果会計に関する注記

##### 1. 總延税金資産及び縁延税金負債の内訳

(単位：千円)

項目	金額
縁延税金資産	
退職給付引当金超過額	2,625
役員退職慰労引当金超過額	8,983
未収貸付金利息否認額	17
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,595
未払事業税	696
減価償却費償却超過額	2,247
その他の	36
縁延税金資産小計	18,482
評価性引当額	△ 10,924
縁延税金資産合計(A)	7,558
縁延税金負債	
縁延税金負債合計(B)	—
縁延税金資産の純額(A)+(B)	7,558

##### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
事業分量配当金	△ 0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.5
住民税均等割等	0.5
評価性引当額の増減	2.6
その他	△ 0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、21,271千円となっている。

#### 第9. 税効果会計に関する注記

##### 1. 總延税金資産及び縁延税金負債の内訳

(単位：千円)

項目	金額
縁延税金資産	
退職給付引当金超過額	1,022
役員退職慰労引当金超過額	9,194
未収貸付金利息否認額	62
債権の直接償却有税分	1,283
賞与引当金超過額	2,627
未払事業税	1,223
減価償却費償却超過額	2,507
その他の	35
縁延税金資産小計	17,953
評価性引当額	△ 12,846
縁延税金資産合計(A)	5,107
縁延税金負債	
縁延税金負債合計(B)	—
縁延税金資産の純額(A)+(B)	5,107

##### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
事業分量配当金	△ 0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.4
住民税均等割等	0.4
評価性引当額の増減	2.6
前期未払法人税等と納付税額の差額	△ 1.7
租税特別措置法上の特別控除	△ 3.6
その他	△ 0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6

#### 第10. 収益認識に関する注記

##### (収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

#### 第11. その他の注記

##### 当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は173,505千円である。

#### 第10. 収益認識に関する注記

##### (収益を理解するための基礎となる情報)

「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

#### 第11. その他の注記

##### 当座貸越契約及び貸出金に係る融資未実行残高について

当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約及び貸出金は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約である。これらの契約に係る融資未実行残高は270,206千円である。

## (9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	322	322
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	322	322
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	1,160,615	1,214,003
2 利益剰余金増加高	56,163	89,958
当期剰余金	56,163	89,958
3 利益剰余金減少高	4,702	9,295
配 当 金	4,702	9,295
4 利益剰余金期末残高	1,212,077	1,294,665

## (10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—	—
危険債権額	177	170	△ 7
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	78	75	△ 3
小計	254	245	△ 9
正常債権額	13,906	14,907	1,001
合計	14,160	15,152	992

## (11) 連結事業年度の事業別事業収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度
信 用 事 業	事業収益	335	368
	経常利益	110	101
	資産の額	44,951	45,077
共 濟 事 業	事業収益	62	61
	経常利益	△ 5	3
	資産の額	0	0
農 業 関 連 事 業	事業収益	16	11
	経常利益	△ 7	△ 13
	資産の額	39	33
そ の 他 事 業	事業収益	99	175
	経常利益	△ 17	41
	資産の額	2,171	2,175
計	事業収益	511	614
	経常利益	79	131
	資産の額	47,161	47,285

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
5. 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 2. 連結自己資本の充実の状況

### ◇連結自己資本比率の状況

令和6年3月末における連結自己資本比率は、11.65%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

### ○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	佐賀市中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	521百万円(前年度510百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

#### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,709	1,801
うち、出資金及び資本剰余金の額	510	521
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	1,210	1,292
うち、外部流出予定額 (△)	△7	△11
うち、上記以外に該当するものの額	△4	△2
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	7	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,717	1,802
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るもの(のれん相当額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るもの除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	—	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	1,717	1,802
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	14,223	14,625
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	152	—
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	152	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	776	841
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	14,998	15,466
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	11.45	11.65

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスボージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	81	—	—	40	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,040	—	—	929	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,739	6,148	246	29,873	5,975	239
法人等向け	5	5	0	6	5	0
中小企業向け及び個人向け	533	277	11	652	326	13
抵当権付住宅ローン	2,494	820	33	2,316	762	30
不動産取得等事業向け	1,152	1,149	46	1,499	1,496	60
三ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	6	1	0	16	3	0
信用保証協会等保証付	6,830	682	27	7,563	755	30
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	92	92	4	92	92	4
(うち出資等のエクスボージャー)	92	92	4	92	92	4
(うち重要な出資のエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	4,031	4,786	192	4,192	5,047	202
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー)	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポートジャーワーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%	エクスポートジャーワーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b=a×4%
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーワー)	617	1,542	62	617	1,542	62
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャーワー)	—	—	—	47	118	5
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポートジャーワー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポートジャーワー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポートジャーワー)	3,414	3,244	130	3,528	3,387	135
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーワー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルーワー)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	152	6	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャーワーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポートジャーワー別計	47,003	14,112	565	47,178	14,461	578
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポートジャーワー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	47,003	14,112	565	47,178	14,461	578
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a 776	所要自己資本額b=a×4% 31	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額a 841	所要自己資本額b=a×4% 34		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計a 14,998	所要自己資本額b=a×4% 600	リスク・アセット等(分母) 計a 15,466	所要自己資本額b=a×4% 619		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額をエクスポートジャーワーの種類ごとに記載しています。
  - 「エクスポートジャーワー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャーワー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーワーのことです。
  - 「出資等」とは、出資等エクスポートジャーワー、重要な出資のエクスポートジャーワーが該当します。
  - 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセット額に算入したものが該当します。
  - 「上記以外」には、その他の資産(固定資産等)が含まれています。
  - 当JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- 〈オペレーションナル・リスク相当額8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉  

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

### (3) 信用リスクに関する事項

#### ① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容

(p.9) をご参照ください。

#### ② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出していますまた、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー		日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクspoージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

### ③ 信用リスクに関するエクspoージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三ヵ月以上延滞エクspoージャーの期末残高

(単位：百万円)

区分		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	う ち 貸出金等	う ち 債	ち 權	三ヵ月以上延滞エクspoージャー	う ち 貸出金等	う ち 債	ち 權
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	262	262	—	—	369	369	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	30,739	—	—	—	29,873	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,040	1,040	—	—	929	929	—	—
	上記以外	926	157	—	—	154	154	—	—
個人	個人	12,673	12,673	—	—	13,691	13,691	—	—
	その他	1,538	—	—	—	2,162	—	—	—
	業種別残高計	47,178	14,133	—	—	47,178	15,144	—	—
	1年以下	30,413	223	—	/	29,503	130	—	/
	1年超3年以下	703	153	—	/	326	326	—	/
	3年超5年以下	479	479	—	/	279	279	—	/
	5年超7年以下	363	363	—	/	530	530	—	/
期限の定めのないもの	7年超10年以下	1,060	1,060	—	/	1,114	1,114	—	/
	10年超	11,688	11,688	—	/	12,634	12,634	—	/
	期限の定めのないもの	2,472	168	—	/	2,792	132	—	/
	残存期間別残高計	47,178	14,133	—	/	47,178	15,144	—	/

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化工エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「三ヶ月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスポートをいいます。
3. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

#### ④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	1	—	1	1	1	1	—	1	1
個別貸倒引当金	66	—	50	16	—	—	—	—	—	—

#### ⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的 使 用	その 他					目的 使 用	その 他
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外		—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		66	—	50	16	—	—	—	—	—
業種別計		66	—	50	16	—	—	—	—	—

(注)

1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

## ⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度			令和5年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	1,211	1,211	—	1,051
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	6,876	6,876	—	7,599
	リスク・ウェイト20%	—	31,323	31,323	—	30,505
	リスク・ウェイト35%	—	2,195	2,195	—	2,036
	リスク・ウェイト50%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト75%	—	330	330	—	374
	リスク・ウェイト100%	—	4,601	4,601	—	4,946
	リスク・ウェイト150%	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	617	617	—	664
	その他の	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—
計		—	47,154	47,154	—	47,178
						47,178

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p.50）をご参照ください。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	5	153	12	235
抵当権住宅ローン	—	280	—	266
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三ヵ月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
その他	—	206	—	167
合計	5	639	12	668

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「その他」には、現金及び上記以外の資産（固定資産等）が含まれます。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## (6) 証券化工クスポートナーに関する事項

該当する取引はありません。

## (7) オペレーショナル・リスクに関する事項

### ① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p.9）をご参照ください。

## (8) 出資その他これに類するエクスポートナーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポートナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポートナーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p.51）をご参照ください。

### ② 出資その他これに類するエクスポートナーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	708	708	708	708
合計	708	708	708	708

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポートナーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

### ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

### ⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートナーに関する事項

	令和4年度	令和5年度
ルックスルーワイズを適用するエクスポートナー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポートナー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポートナー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポートナー	—	—

## (10) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスク算定手法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた手法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.52）をご参照ください。

## ② 金利リスクに関する事項

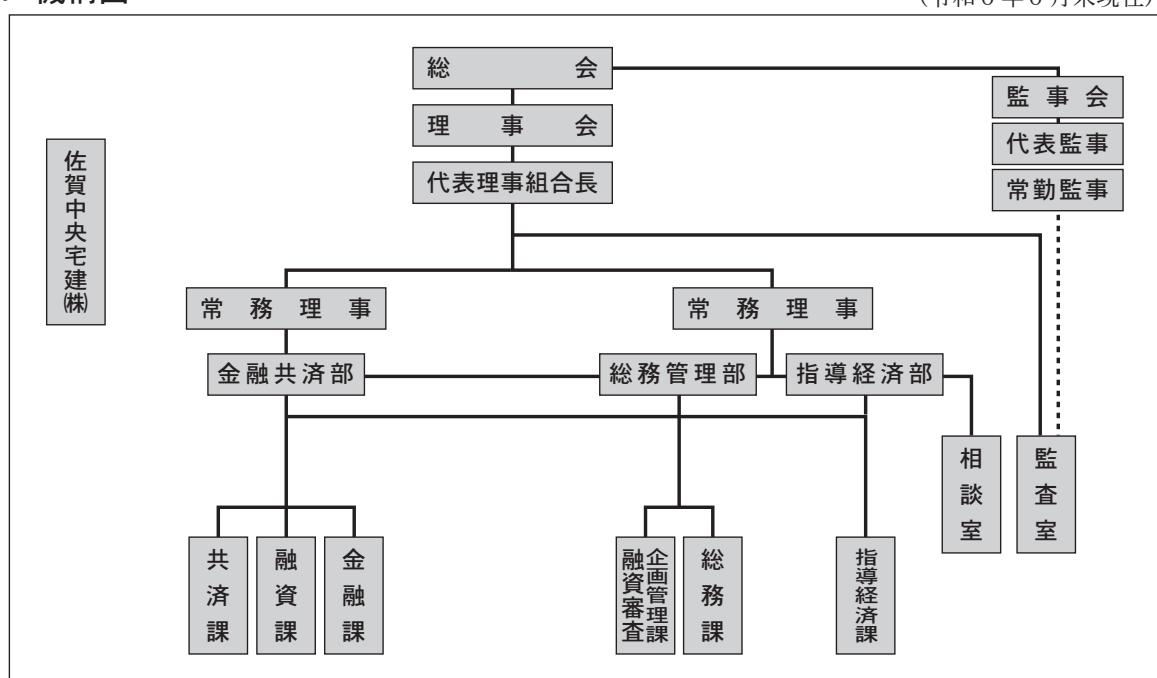
(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	293	215	66	67
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	195	141		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	57	46		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	293	215	66	67
		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額	1,551		1,607	

## 【JAの概要】

## 1. 機構図

(令和6年6月末現在)



## 2. 役員構成

(令和6年6月末現在)

役職名	氏名	担当その他
代表理事組合長	飯盛 啓次	
常務理事	中元寺 登	信用・共済事業担当
"	堤 郁	総務管理、指導経済事業担当
理事	山田 雅順	
"	野田 政光	
"	鳴海 益江	
"	大坪 敬子	
代表監事	副島浩一郎	員外監事
常勤監事	中倉 浩樹	

### 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和6年6月現在)  
所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

### 4. 組合員数

(単位:人、団体・令和6年3月現在)

区分	令和4年度	令和5年度	増減
正組合員	92	90	△2
個人	91	89	△2
法人	1	1	0
准組合員	5,596	5,667	71
個人	5,590	5,661	71
法人	6	6	0
合計	5,688	5,757	69

### 5. 組合員組織の状況

(令和6年6月末現在)

組織名	代表者氏名	構成員数
生産組合	吉賀 正信	89人
J A 青壯年部	野田 政光	7人
J A 女性部	鳴海 益江	26人

### 6. 特定信用事業代理業者の状況

(令和6年6月末現在)

区分	名称	主たる事務所所在地	事務所の所在地
特定信用事業代理業者	—	—	—

### 7. 地区一覧

佐賀市(富士町・三瀬村・大和町・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町を除く)

## 8. 沿革・あゆみ

沿革	昭和15年12月10日 保証責任佐賀市信用販売購買利用組合設立
	昭和19年4月24日 同上解散
	昭和19年4月24日 佐賀市農業会設立
	昭和23年8月15日 同上解散
	昭和23年5月27日 佐賀市農業協同組合設立
	昭和29年9月22日 佐賀市中央農業協同組合と名称変更

### 中央農協のあゆみ

昭和	農業改革進む	
	20 農業法公布(11月19日)	22 農業会館新設(11月)
23	佐賀市農協として設立(5月27日)	
26	再建設設備の指定	
29	地域婦人会積金の推進始まる	
30	事務所新築農協青年部結成	
32	農協婦人部結成	
35	のりみす事業開設(38年迄) 質金1億円突破	
36	文化会館新設(11月) 組合長南米視察佐賀米作り運動始まる	
37	食肉販売店開設(7月) 質金2億円突破 新佐賀米作り運動始まる	
38	冷凍倉庫新設 質金3億円突破 鬼丸・西神野協同養鶏場開設	
39	「組合員の生産規模拡大・農外所得拡大」38年～40年指導強化推進	
40	鶏卵選別機新設(5月) 西田代支所開設(11月) LPガス事業開設 八戸支店新築(西田代支店移転) 中折支店開設(10月)	
43	貯金10億円突破 創立20周年記念式典開催	
45	米生産調整始まる 質金15億円突破	
46	本店新築落成(11月) 多布施支店開設 質金20億円突破	
47	神野支店新築開店(10月) 多布施支店新築 質金26億円突破	
48	創立25周年記念式典開催 質金27億円突破	
49	新家支店新築開店(10月) 年度末貯金42億円突破	
	冷凍倉庫閉鎖 佐賀市中央宅建設立(4月)	
50	沖縄国際海洋博観光実施(9月)	
51	本店増築工事落成(12月)	
52	中折支店新築移転(8月) 質金68億円突破 組合長北南米視察(10月)	
	米生産調整強化さる 自給みそ作り施設完成(9月)	
53	農協創立30周年記念式典(10月)	
54	台湾觀光積金旅行実施(5月) 八戸支店新築移転(9月) CD設置(西友) 質金82億円突破	
55	農業資材倉庫落成(4月) オンライン開通(本店)	
56	鬼丸支店新築開店(12月) 質金100億円突破 オンライン開通(八戸・新家)支店	
57	オンライン開通(中折・多布施・神野)支店 信州アルペン能登の旅実施	
58	オンライン開通鬼丸支店(9月) 創立35周年記念式典(11月)	
59	木塚組合長勇退 全銀内為制度加盟(8月)	
60	木塚前組合長叙勲祝賀会(7月) 青空朝市(8月)	
	本店・中折支店CD開通(10月) ふれあい広場(12月)	
61	神野支店CD開通(3月) 文化会館解体(6月)	
	青空朝市(8月) ふれあい広場(12月) 研修センター落成(1月)	
62	青空朝市(8月) 中国積金友の会旅行実施(10月)	
	初代組合長木塚常雄氏合同葬儀(11月) ふれあい広場(12月)	
	中央米穀店オープン(3月) 質金140億円突破(3月)	
	長期共済新契約戸当り日本一達成(3月)	
平成	2 水害による臨時休業(7月2日)	
	米輸入自由化阻止全国大会(9月25日)	
	農協経営問題研究会(11月9日)	
	礼宮文仁親王「結婚の議」(6月29日)	
3	アグネス開通式(7月1日)	
	台風17号19号上陸。農産物住宅等被害甚大(9月14日・29日)	
	定期積金友の会旅行[中国](10月)	
	第22回佐賀県農業大会(11月19日)	
	神野支店落成式(11月25日)	
	長崎県雲仙岳で火碎流連続発生(6月3日)	
平成	4 米市場開放阻止全国大会(6月17日)	
	本店ATM新機導入(7月10日)	
	本店改装工事(10月)	
	米を守る国民総決起大会(12月15日)	
	5 共済事業創業40年ふれあいキャンペーンの集い(6月4日)	
	定期積金友の会旅行[東北](10月)	
	例外なき閑税率阻止市場開放阻止国民総決起大会(11月10日)	
	コメ輸入自由化阻止ハンガーストライキ(青年部)(12月8日)	
	コメ市場部分開放受け入れ(12月14日)	
	皇太子「結婚の議」(6月9日)	
	6 平成6年産米全量集荷佐賀県大会(10月1日)	
	第23回JA佐賀県大会(11月14日)	
	支店統廃合説明会(11月15・16日)	
	臨時総会(11月29日)	
	八戸・中折・鬼丸支店閉鎖(3月17日)	
	多布施支店オープニング式典(3月20日)	
7	阪神大震災(1月17日)	
	日本経済ではバブル崩壊による不良債権発生による住専問題等金融機関の倒産が相次ぐ。日本の金融不安が世界的に広がり、金利についても低金利時代が長引く。	
	定期積金友の会旅行[北海道](7月)	
	新食糧法に関する要求実現佐賀県大会(9月28日)	
	JA年金友の会役員佐賀県大会(第1回)(10月17日)	
	新食糧法施行(11月1日)	
	九オン次期システムスタート(2月13日)	
8	O157問題発生	
	佐賀県JA金融推進大会(7月2日)	
	低温倉庫工事清め式(8月19日)	
	定期積金友の会旅行 佐渡観光(10月6日～9日)	
	水田農業政策価格対策確立大会(東京)(11月7日)	
	共済友の会旅行(平戸)(2月12日～13日)	
	佐賀市農林水産まつり	
9	季楽神野店落成(4月9日)	
	平成9年度計画出荷米確保総決起大会(7月29日)	
	第21回JA全国大会(10月14日)	
	定期積金友の会沖縄観光旅行(11月4日)	
	農協創立50周年記念式典(11月13日)	
	農協法公布50周年記念集会(1月9日)	
	佐賀JA共済長期保有高5兆円達成大会(2月12日)	
10	農協創立50周年記念定期貯金抽選会(4月13日)	
	平成9年度JA共済優績組合表彰式典(5月21日)	
	平成10年度佐賀県JA金融推進大会(6月27日)	
	水田営農確立対策全国代表者集会(10月28日)	
	定期積金友の会 天の橋立・丹後半島・京都旅行(11月17日～11月20日)	
	第14回ふれあい広場開催(12月27日)	
	さが農業まつり(1月27日～31日)	
11	平成10年度JA共済全国優績組合表彰式典(5月19日～24日)	
	佐賀県JA金融推進大会(10月9日)	
	定期積金友の会旅行、四国(11月9日～12日)	
	第15回ふれあい広場(12月28日)	

## 中央農協のあゆみ

中央農協のあゆみ	
平成	平成
11 2000年さが農業まつり(1月26日～30日) 女性部研修旅行、大分(2月22日～23日) 第19回佐賀市農林水産まつり(3月4日～5日)	22 JA佐賀市中央青色申告会設立 女性部による助け合い組織「さかえ会」発足 「JAバンク」・「JA共済」全国大会優績組合表彰 戸別所得補償制度本格実施 TPP(環太平洋連携協定)への参加阻止運動展開 東日本大震災JAグループ復興支援活動
12 年金友の会総会(5月11日) 第52回通常総会(6月6日 木塚公雄新組合長就任) 第16回青空朝市(8月11日) 定期積金友の会旅行(八丈島・横浜・潮来)(11月7日～10日) 第9回夢咲小町イベント 共済友の会旅行(別府 2月14日～15日)	23 東日本大震災復興支援活動職員派遣 年金友の会会員1,000名突破 TPP(環太平洋連携協定)交渉参加阻止運動の継続展開 文書管理システム稼働
13 佐賀中央宅建リニューアルオープン(6月1日) 感謝市開催(8月11日) 定期積金友の会旅行(立山アルペンルートと能登・飛騨路の旅)(9月26日～29日) 神野支店リニューアルオープン10周年イベント(11月12日～16日) 夢咲小町イベント(阿蘇で遊ぼうツアー 11月3日、ライオンキング観劇ツアー 1月19日) 家の光全国大会普及率表彰(2月13日)	24 TPP(環太平洋連携協定)交渉参加阻止活動の継続展開 女性役員登用 第28回JA佐賀県大会 佐賀中央アグリビズ㈱佐賀農業賞最優秀賞及び農林水産大臣賞受賞
14 本店・神野支店ATM新機種に更新 定期積金友の会旅行(見ごろ満載東北4日間)(9月18日～21日) 夢咲小町イベント(ユニバーサル・スタジオ・ジャパン)(10月19、20日)	25 「五つ星定期」発売 貯金250億円突破 定期積金旅行「北海道」 TPP交渉参加阻止活動の継続展開
15 定期積金友の会旅行「富士、伊豆、東京」(9月17日～20日) 食材宅配事業スタート(10月) COMPASS-JA稼動(10月) 第25回JA佐賀県大会(12月) 無洗米機稼動 農産物検査登録	26 消費税8%スタート JA改革を巡る議論が本格化 JA佐賀市中央金融推進大会・県下JA貯金9,000億円必達推進大会 JAバンク優績店舗表彰(多布施支店)
16 休日「ローン相談会」スタート(4月) 「JASTEM」稼動(5月) ヘリ防除実験開始(8月) 定期積金友の会旅行「北海道」(9月8日～11日) 「印鑑照合照会システム」稼動(11月) 県域JA合併研究協議会スタート	27 TPP(環太平洋連携協定)大筋合意 「お年玉定期」発売 本支店ATM更新 貯金300億円突破
17 個人情報保護法施行 県下JA貯金「8,000億円」必達推進運動 県域JA合併推進協議会発足(7月1日) 定期積金旅行「北陸・東北」 本店リニューアル・オープン(11月)	28 熊本地震復興支援活動職員派遣 TPP(環太平洋連携協定)交渉から米国離脱表明 新JA会館竣工 出資金額3億円突破
18 農業生産法人「アグリビズ」設立 井崎勝見前組合長旭日小綬章受章 青壯年部中国視察研修旅行 ICキャッシュカード発行開始 「開運定期」発売	29 JA佐賀市中央創立70周年記念『感謝祭』開催 JA佐賀市中央創立70周年記念式典開催 西友佐賀店閉店 貯金350億円突破
19 品目横断的経営安定対策(水田経営所得安定対策)スタート 特典付定期積金「積キング」発売 定期積金旅行「甲州路・善光寺・日光東照宮」 幼稚園児「田植・稲刈り」体験実習 女性部ハワイ視察研修	30 「18歳成人」改正民法成立 働き方改革関連法成立 西日本豪雨 TPP(環太平洋連携協定)発効
20 JA創立60周年記念定期貯金「米・ドリーム定期」発売 「やっぱり国産・佐賀県産農畜産物推進運動」街頭キャンペーん 農業生産法人アグリビズ経営農産物直売所「米菜クック」オープン 米麦研究会・青壯年部合同海外視察研修(香港・マカオ) 定期積金旅行(熊野古道と伊勢神宮・奈良東大寺・法隆寺)	令和 元年 新本店ビル着工 新天皇即位 令和に改元 佐賀豪雨 旧本店ビル床上浸水(8月27日) 消費税率10%へ引き上げ
21 ジャストミート定期貯金発売 夢咲小町イベント「阿蘇・大自然満喫ツアー」 第27回JA佐賀県大会 JAバンク全国大会優績組合表彰 ミャンマー連邦現地確認調査 「よい食プロジェクト」街宣活動	2 新本店竣工(4/7)・営業開始(4/13) 旧本支店売却 新型コロナウイルス感染症流行拡大 東京五輪開催1年延期
	3 新型コロナウイルス感染症 流行続く 貯金残高400億円、貸出金残高120億円突破 東京五輪開催 ロシア ウクライナ侵攻
	4 新型コロナウイルス感染症 流行続く 安倍元首相銃撃され死亡 円安進行 1ドル150円突破 貯金残高450億円、貸出金残高140億円突破
	5 新型コロナウイルス感染症 5類移行・正常化へ 円安進行・世界的株高・日経平均4万円突破、史上最高値更新 貸出金残高150億円突破

## 9. 店舗等のご案内

(令和6年6月末現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置
本店	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目3番1号	0952 (23) 8555	1台
指導経済部	〒840-0804 佐賀市神野東4丁目3番10号	0952 (30) 9478	
佐賀中央宅建(株)	〒840-0804 佐賀市神野東4丁目3番13号	0952 (31) 3261	

## 10. 関連会社のご案内

単位：万円、% (令和6年6月末現在)

法人名	所在地	業務内容	設立年月日	資本金	出資比率
佐賀中央宅建株式会社 代表取締役 山田雅順	佐賀市神野東 4丁目3番13号	宅地建物取引業	昭和49年4月30日	5,500	100.0

### ◆ 営業内容

宅地建物取引業 ▷免許、佐賀県知事(13)第1245号

土地建物売買仲介業 ..... 土地建物の売却・購入に関する仲介斡旋

賃貸仲介事業 ..... 貸ビル・アパート・マンション・貸家・駐車場等の仲介斡旋

代替地・代替資産仲介業 ..... 農地・土地建物等代替取得の仲介斡旋

その他宅地建物取引事業に付帯する事業

### 写真で見る各店舗



本店



指導経済部



佐賀中央宅建株式会社

MEMO



## 佐賀市中央農業協同組合

本 店 佐賀市駅前中央1丁目3-1 ☎②8555(代)  
指導 経済部 佐賀市神野東4丁目3-10 ☎③09478  
佐賀中央宅建 佐賀市神野東4丁目3-13 ☎③13261